美濃市人権施策推進指針

（第４次）

【 案 】

2022（令和４）年２月

美濃市

目　次

第１章　指針の策定にあたって …… １
１　指針策定の背景・目的 …… １
（１）国際的な動き …… １
（２）国の動き …… ２
（３）県の動き …… ３
（４）美濃市の指針策定 …… ４
２　指針の性格・位置づけ …… ５
３　指針の期間 …… ６

第２章　人権をめぐる市民意識と課題 …… ７
１　市民意識の把握 …… ７
２　人権に対する関心と意識 …… ８
（１）関心のある人権問題 …… ８
（２）人権問題に関する授業や講座等の受講経験 …… ９
（３）人権問題に対する意識等の変化 …… １０
３　人権侵害への対応 …… １２
（１）人権侵害を受けた経験 …… １２
（２）人権侵害への対応 …… １３
４　人権尊重社会の実現に向けて …… １４
（１）人権侵害に対する相談や救済のために必要なこと …… １４
（２）人権意識を高めるために必要な取り組み …… １５
（３）人権意識を高めるための方法 …… １６

第３章　基本的な考え方 …… １７
１　人権についての考え方 …… １７
２　基本理念 …… １７
３　基本施策 …… １８
（１）人権教育の推進 …… １８
（２）人権啓発の推進 …… １９
（３）相談・支援体制の充実 …… ２０
（４）市民等との協働 …… ２１
４　めざす姿 …… ２２

第４章　分野別の課題と方向性 …… ２３
１　女性の人権 …… ２３
（１）現状と課題 …… ２３
（２）取り組みの方向性 …… ２５
２　子どもの人権 …… ２７
（１）現状と課題 …… ２７

（２）取り組みの方向性 …… 29
３　高齢者の人権 …… 31
（１）現状と課題 …… 31
（２）取り組みの方向性 …… 33
４　障がいのある人の人権 …… 35
（１）現状と課題 …… 35
（２）取り組みの方向性 …… 37
５　同和問題 …… 39
（１）現状と課題 …… 39
（２）取り組みの方向性 …… 41
６　外国人の人権 …… 43
（１）現状と課題 …… 43
（２）取り組みの方向性 …… 45
７　感染症患者等の人権 …… 46
（１）現状と課題 …… 46
（２）取り組みの方向性 …… 48
８　刑を終えて出所した人の人権 …… 49
（１）現状と課題 …… 49
（２）取り組みの方向性 …… 49
９　犯罪被害者等の人権 …… 51
（１）現状と課題 …… 51
（２）取り組みの方向性 …… 53
10 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人の人権 …… 54
（１）現状と課題 …… 54
（２）取り組みの方向性 …… 57
11 インターネットによる人権侵害 …… 59
（１）現状と課題 …… 59
（２）取り組みの方向性 …… 61
12 さまざまな人権問題 …… 63
（１）現状と課題 …… 63
（２）取り組みの方向性 …… 64

第５章　人権施策の推進に向けて …… 65
１　推進体制 …… 65
２　進捗管理 …… 65

第１章　指針の策定にあたって

１　指針策定の背景・目的

（１）国際的な動き

1948（昭和 23）年、国連総会において、「世界人権宣言」が採択されて以来、人権に関する数多くの国際規範が採択されるなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ続けたことから、1994（平成６）年の国連総会において、「世界人権宣言」の意義が再確認されるとともに、1995（平成７）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、各国に行動計画の策定が求められるなど世界的な規模で活動が展開されることとなりました。

「人権教育のための国連 10 年」は、2004（平成 16）年で終了しましたが、2004（平成 16）年の国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択されました。これを受け、2005（平成 17）年からの第１フェーズでは初等・中等教育、2010（平成 22）年からの第２フェーズでは高等教育とあらゆるレベルにおける教育者、公務員、法執行者等の人権研修、2015（平成 27）年からの第３フェーズではメディア専門家とジャーナリストへの人権研修に重点を置いた取り組みが展開されてきました。そして、2020（令和２）年からの第４フェーズでは「青少年のための人権教育」をテーマに取り組みが進められています。

また、国連では 2003（平成 15）年から 2012（平成 24）年までを「国連識字の 10 年」とし、「すべての人に教育を」をスローガンに取り組みが進められました。さらに、持続可能な共生社会をつくっていくため、2005（平成 17）年から 2014(平成 26)年までを、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とし、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法律や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、さまざまな課題に向き合い、解決していく力を育むための取り組みが各地で進められてきました。

このように、国連では、重要な人権問題についての集中的な取り組む「国際の 10 年」や「国際年」、12 月 10 日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。開発や安全保障と並んで人権が重要分野の一つとし

て取り上げられており、2006（平成 18）年に人権委員会が「人権理事会」に格上げされ、人権と基本的自由の保護、促進とそのための加盟国への勧告、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処、勧告など、人権に関する取り組みの充実が図られています。

なお、2008（平成 20）年に、「世界人権宣言」の 60 周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」が採択されています。さらに、2011（平成 23）年には、国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化するべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されています。

（２）国の動き

日本においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約が締結され、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。とりわけ、同和問題のほか、女性や障がいのある人などの多様性（ダイバーシティ）に対する人権問題などについて、国際的な動きと連動した取り組みが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取り組みは十分とは言えず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、1997（平成９）年に「「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」が策定され、人権教育の取り組みが進められてきました。

また、同年、「人権擁護施策推進法」が施行され、その後、人権教育及び人権啓発のより一層の推進を図るため、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした基本計画の策定や年次報告などが盛り込まれました。

これに基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が 2002（平成 14）年に策定されると、人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討が行われ、2008（平成 20）年までの３次にわたり「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。そして、2011（平成 23）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」に、北朝鮮当局による拉致問題などに関する事項が追加されま

した。

この間、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律が整備されるとともに、2004（平成 16）年に「障害者基本法」が改正され、2016（平成 28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。また、2013（平成 25）年には「いじめ防止対策推進法」、2014（平成 26）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）、2016（平成 28）年には「部落差別解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されるなど、さまざまな人権問題にかかわる法律や制度の整備が進められています。

（３）県の動き

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、地方公共団体の責務について、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

岐阜県においても、1998（平成 10）年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置されました。

2000（平成 12）年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、さまざまな人権に関する問題への取り組みを推進するため、「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

そして、「「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」等で示された基本的考え方を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている地方公共団体の責務に基づき、2003（平成 15）年に「岐阜県人権施策推進指針」が策定されました。この指針により、岐阜県が進める人権教育及び人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みが進められています。

2005（平成 17）年には、それまでの「岐阜県人権啓発連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置されました。

その後、2008（平成 20）年に、ＤＶや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」の第一次改定が行われました。2009（平成 21）年度から

10 間の県政の方向性を定めた岐阜県の長期構想を踏まえるとともに、分野別施策については、県の各分野と連携を取りながら、施策展開が図られることとなりました。

こうした中、2011 （平成 23）年３月 11 日に発生した東日本大震災において示された多くの国民の行動力は、「人を思いやる心」、「人と人とのつながりの大切さ」に改めて気づくきっかけとなり、日々の生活において心の豊かさがより重視されるようになりました。このような社会情勢の変化やそれまでの取り組みを踏まえ、2013（平成 25）年に第二次改定、2018（平成 30）年には第三次改定が行われ、県民一人ひとりが「よく生き合う力」を育むことのできる人権教育及び人権啓発の推進が図られています。

（４）美濃市の指針策定

このように人権に関する取り組みが国内外で進められる中、美濃市では、「人権施策推進指針」を 2007（平成 19）年３月に策定し、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」に向け、人権教育及び人権啓発に関する施策の計画的な推進を図り、2012（平成 24）年３月に第２次、2017（平成 29）年３月には第３次と改定を重ねてきました。

これまでの経過を踏まえ、人権尊重社会の実現に向けた美濃市の基本的な考え、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、人権に関する施策をより総合的かつ効果的に推進していくため、新たに「人権施策推進指針（第４次）」を策定（改定）するものです。

２　指針の性格・位置づけ

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき国（法務省）が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002（平成 14）年３月策定、2011（平成 23）年４月変更）や「岐阜県人権施策推進指針」（2018（平成 30）年３月第３次改定）を踏まえるとともに、美濃市の総合計画との整合や関連計画との連携を図りつつ、人権教育及び人権啓発に関する施策の方向性などの基本的な方針を示すものです。

図表１－１　計画の位置づけ

図表１－２　美濃市の主な関連計画

計画名	所管課
美濃市教育振興基本計画	教育総務課
男女共同参画いきいきプラン美濃	総合政策課
美濃市子ども・子育て支援事業計画	福祉子ども課
美濃市高齢者福祉計画（美濃市総合福祉計画のうち）	高齢福祉保険課
美濃市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（同上）	福祉子ども課
美濃市地域福祉計画・地域福祉活動計画（同上）	福祉子ども課
わくわく元気プラン美濃２１	保健センター

３　指針の期間

この指針は、国や岐阜県の動きを踏まえつつ、美濃市の総合計画との整合を図り、より長期的な視点に立って人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、2022（令和４）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間を期間とします。ただし、社会情勢や市民意識の変化などにより、必要に応じて、期間の中間（５年後を目途）に見直すこととします。

図表１－３　指針の期間

<table>
<tr><th>年度</th><th>2022
令和
４</th><th>2023
令和
５</th><th>2024
令和
６</th><th>2025
令和
７</th><th>2026
令和
８</th><th>2027
令和
９</th><th>2028
令和
10</th><th>2029
令和
11</th><th>2030
令和
12</th><th>2031
令和
13</th></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="10">人権教育・啓発に関する基本計画　※期間の定めなし</td></tr>
<tr><td>岐阜県</td><td></td><td colspan="5">人権施策推進指針（第５次）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">美濃市</td><td colspan="9">第６次総合計画　※令和３年度～</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="10">人権施策推進指針（第４次）</td></tr>
</table>

↑必要に応じて見直し

第２章　人権をめぐる市民意識と課題

１　市民意識の把握

この指針の策定（改定）にあたり、市民の人権に対する関心や意識等を把握するため、2021（令和３）年 11 月に「人権に関する市民意識調査」（以下「2021 年調査」といいます。）を実施しました。

図表２－１　2021 年調査の概要

調 査 対 象	15 歳以上の（中学校を卒業している）市民
調 査 方 法	住民基本台帳より無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収
調 査 期 間	2021（令和３）年 11 月１日～15 日
調　査　数	1,000
有効回答数	443
有効回答率	44.3%

※詳細は、「美濃市人権に関する市民意識調査結果報告書」（福祉子ども課において閲覧可）に掲載しています。

２　人権に対する関心と意識

（１）関心のある人権問題

2021年調査において、関心を持っている人権問題についてたずねたところ、「インターネットによる侵害」が42.2%と最も高く、次いで、「障がいのある人の人権問題」（41.3%）、「高齢者の人権問題」（36.3%）、「子どもの人権問題」（34.3%）、「女性の人権問題」（34.1%）などとなっています。

2016（平成28）年11月に実施した「人権に関する市民意識調査」（以下「2016年調査」といいます。）においても、この５項目が上位を占めていますが、これらに次ぐ「感染症患者等の人権問題」（22.1%）は10ポイント以上上昇しており、人権問題はより多様化していると言えます。

なお、「特に関心を持っている問題はない」は7.7%と低くなっています。

図表２－２　関心のある人権問題（複数回答）

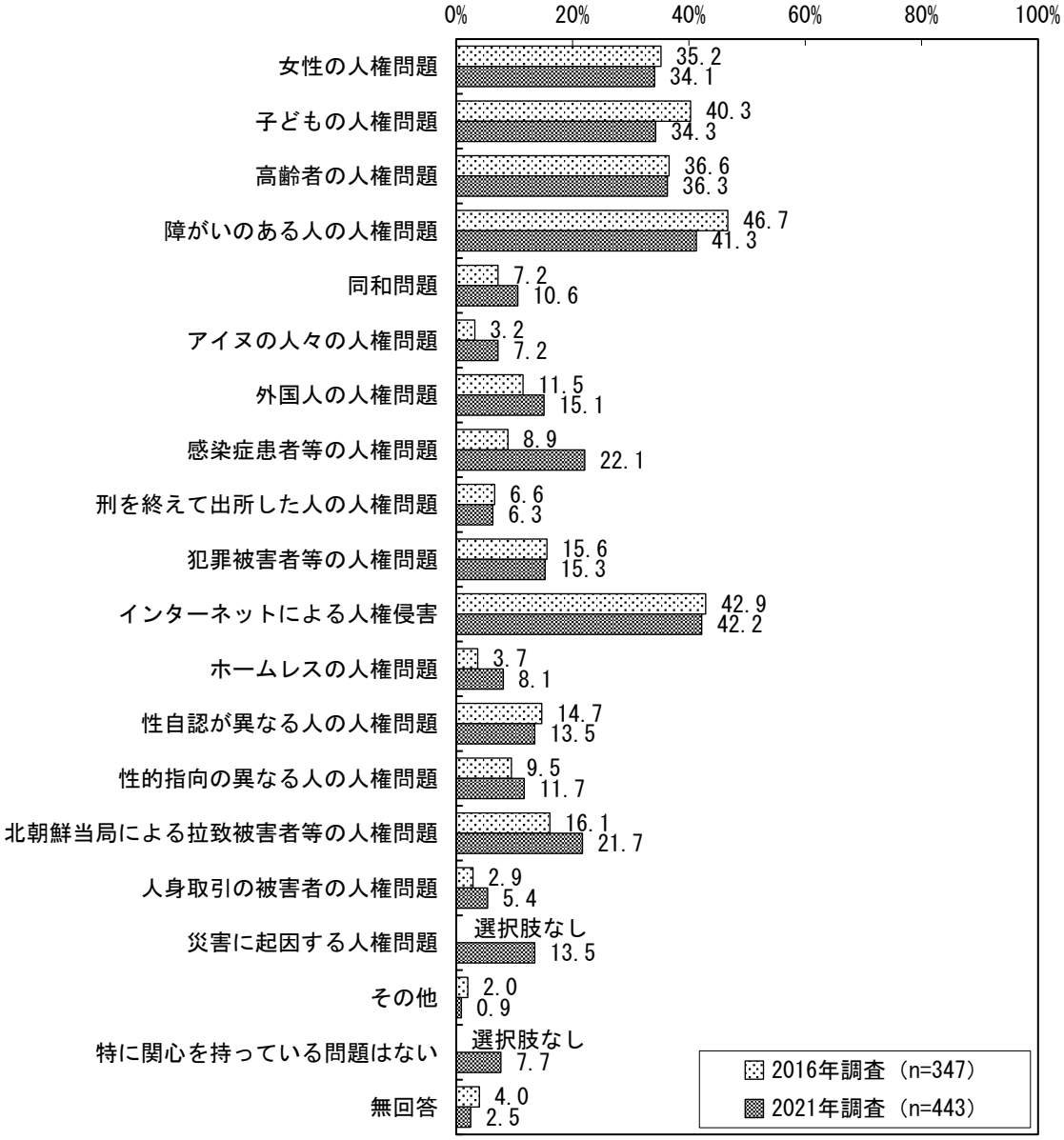

（２）人権問題に関する授業や講座等の受講経験

学校や職場、地域での人権問題に関する授業や講座等の受講経験についてたずねたところ、「受けたことはない」は 35.0%で、受けたことがあったとしても経験があるとは言い難い「受けたかどうか覚えていない」（13.1%）をあわせると、５割弱の人が《経験がない》となっています。

一方、そのほかの選択項目《経験がある》の中では、「学校の授業等で受けた」が 28.7%と最も高く、次いで、「職場の研修等で受けた」が 20.1%となっています。

図表２－３　人権問題に関する授業や講座等の受講経験（複数回答）

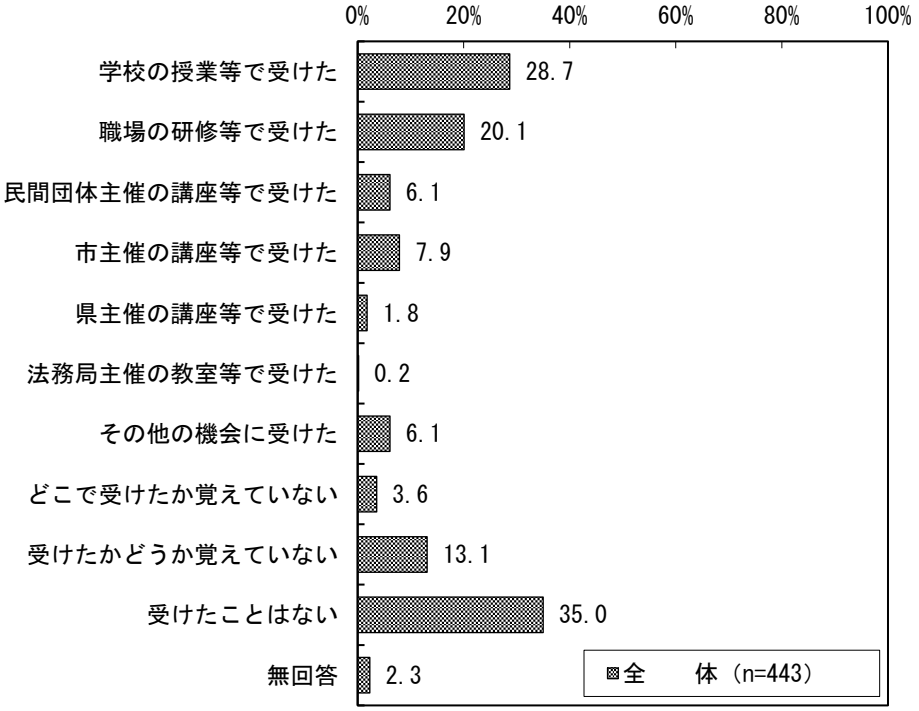

※この設問は 2021 年調査のみ実施

（３）人権問題に対する意識等の変化

人権問題についての授業や講座等を受講したり、報道等を視聴することで、人権問題について考える機会が増えたと思うかたずねたところ、「そう思う」（28.7%）と「どちらかと言えばそう思う」（34.3%）を合わせた《考える機会が増えたと思う》は 63.0%となっています。一方、「そうは思わない」(7.0%)と「どちらかと言えばそうは思わない」（2.3%）を合わせた《考える機会が増えたとは思わない》は 9.3%となっています。また、「どちらともいえない」が 7.9%、「わからない」が 16.0%となっています。

図表２－４　授業や講座等の受講や報道等の視聴により人権問題について考える機会が増えたか

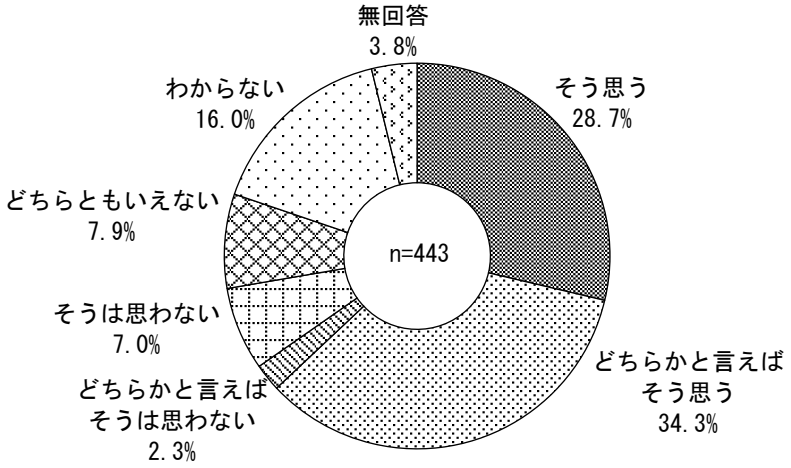

※この設問は 2021 年調査のみ実施

さらに、市民一人ひとりの人権意識がこの５年前でどう変化したと感じるかたずねたところ、「かなり高くなってきた」（6.1%）と「少し高くなってきた」（30.5%）を合わせた《高くなってきた》が 36.6%となっています。一方、「かなり低くなってきた」（0.5%）と「少し低くなってきた」（1.4%）を合わせた《低くなってきた》は 1.9%とわずかですが、「以前と変わらない」が 31.4、「わからない」も 28.0%となっています。

2016 年調査と比較すると、《高くなってきた》が 10 ポイント程度上昇し、「以前と変わらない」が 10 ポイント以上低下しています。

図表２－５　この５年間で市民一人ひとりの人権意識がどう変化したと感じているか

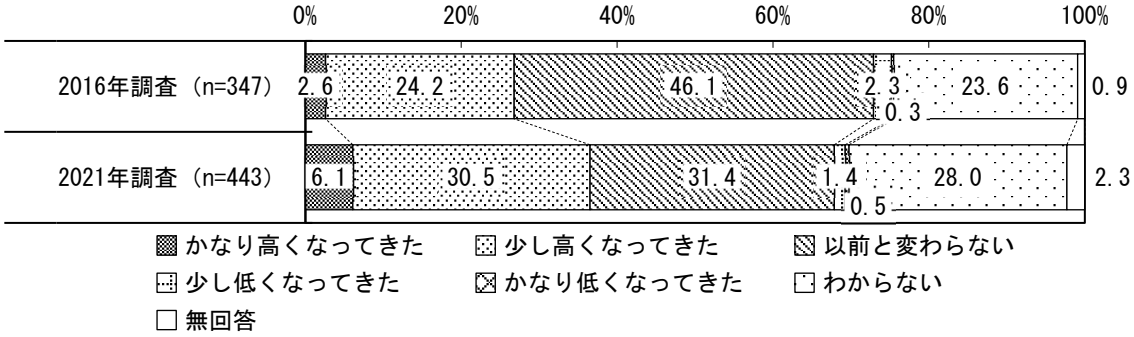

３　人権侵害への対応

（１）人権侵害を受けた経験

これまでに自分や自分の家族への人権侵害を感じたことがあるかたずねたところ、「人権侵害を感じたことはない」が 37.7%となっており、このほかの項目では、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が 34.3%と依然として最も高く、2016 年調査に比べてもやや高くなっています。なお、これら以外の項目は、2016 年調査とほぼ同程度となっています。

図表２－６　これまでに自分や自分の家族が受けた人権侵害（複数回答）

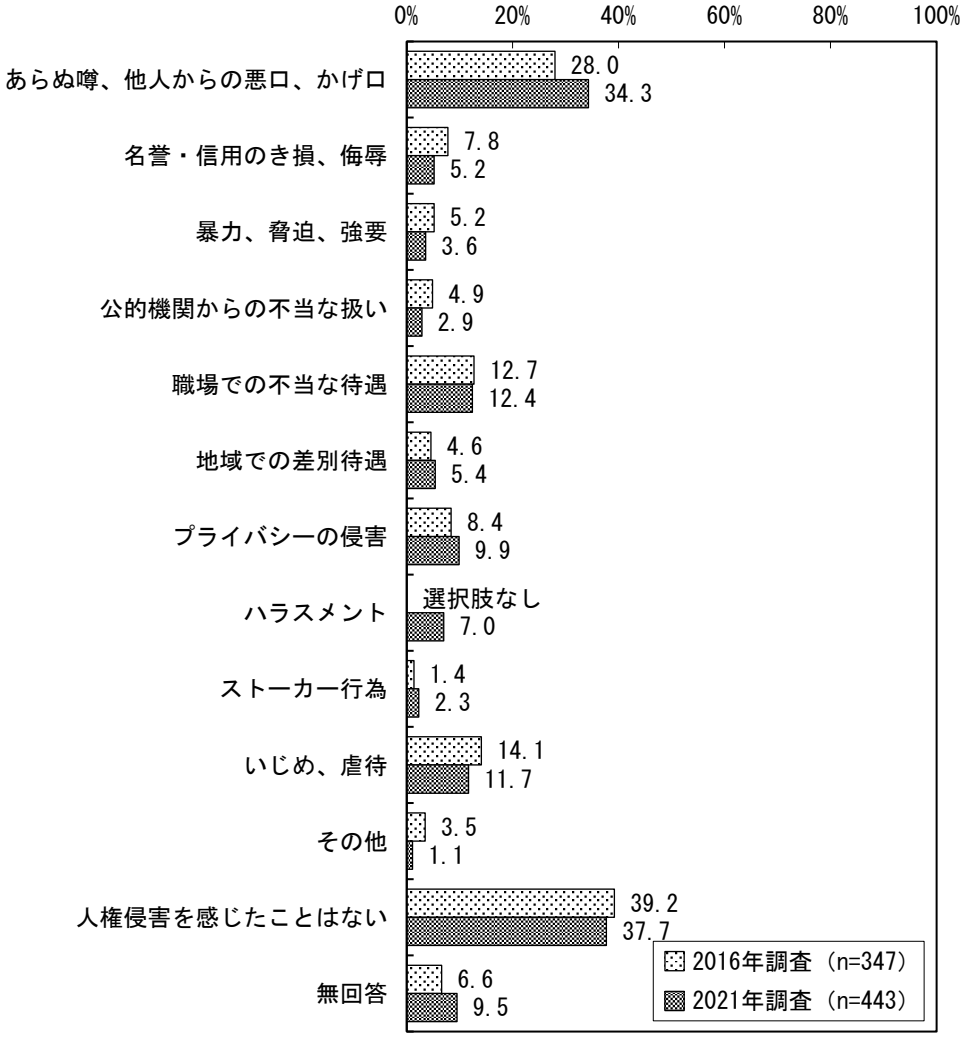

（２）人権侵害への対応

人権侵害を受けたときの対応としては、「家族に相談する」が 53.5%と依然として最も高く、次いで、「友人に相談する」が 31.2%となっています。これ以外の項目も 2016 年調査とほぼ同程度となっていますが、「県や市役所等の公的機関に相談する」（24.6%）、「警察に相談する」（22.6%）、「相手に抗議する」(23.3%)といった積極的な対応とともに、「黙って我慢をする」も 23.9%と比較的高くなっています。人権侵害を受けた際に「黙って我慢をする」ことなく相談できるような環境づくりも必要であると言えます。

図表２－７　人権侵害を受けた場合にどのような対応をするか（複数回答）

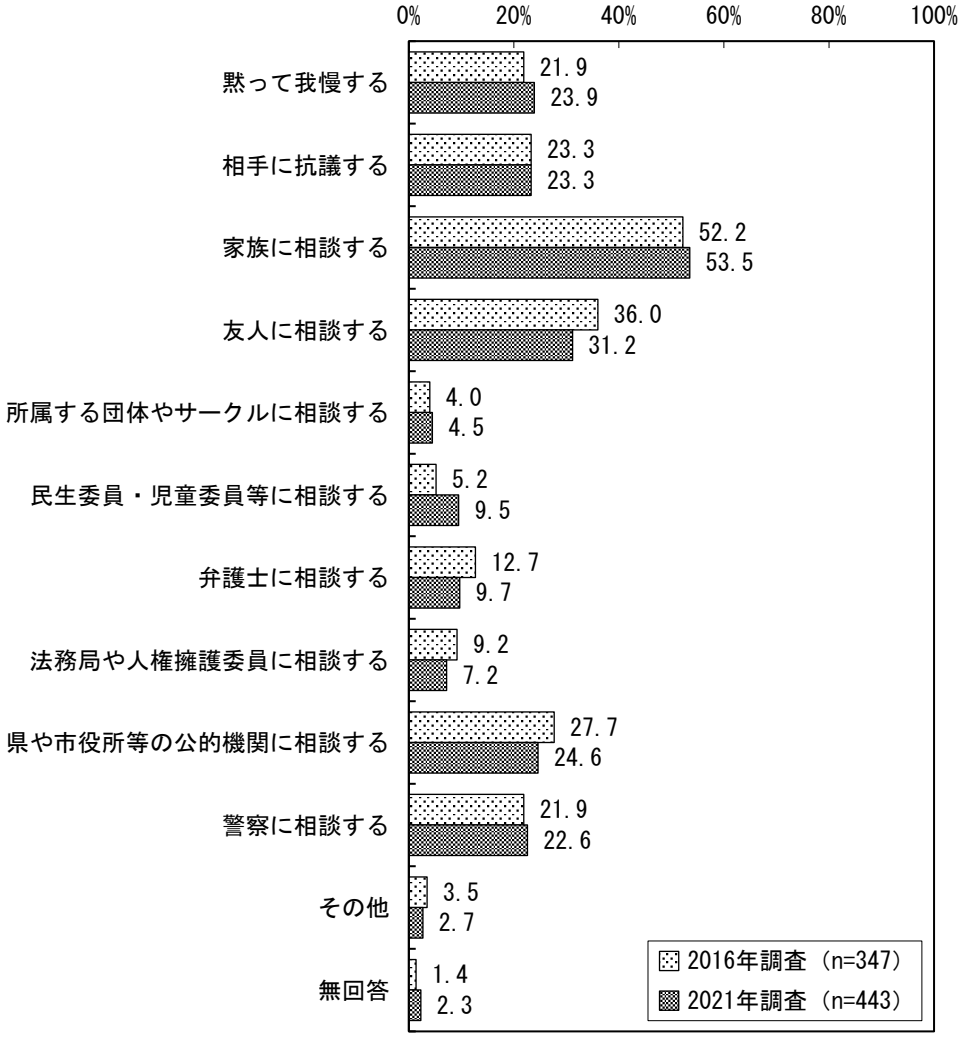

４　人権尊重社会の実現に向けて

（１）人権侵害に対する相談や救済のために必要なこと

人権侵害に対する相談や救済のために特にどのようなことが必要だと思うかたずねたところ、「人権侵害された際の適切な相談機関・窓口を周知する」が44.0%と最も高く、次いで、「人権を擁護するための法整備を行う」(42.4%)、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など相談体制を充実する」（24.6%)、「人権侵害への対処方法を学ぶ機会を充実する」（23.0%）などとなっています。

2016 年調査と比較しても、これら上位項目の順序は変わっておらず、引き続き、人権に関する相談機関・窓口の周知や体制の充実などに取り組んでいく必要があると言えます。

図表２－８　人権侵害に対する相談や救済のために特にどのような取り組みが必要か（２つまで回答）

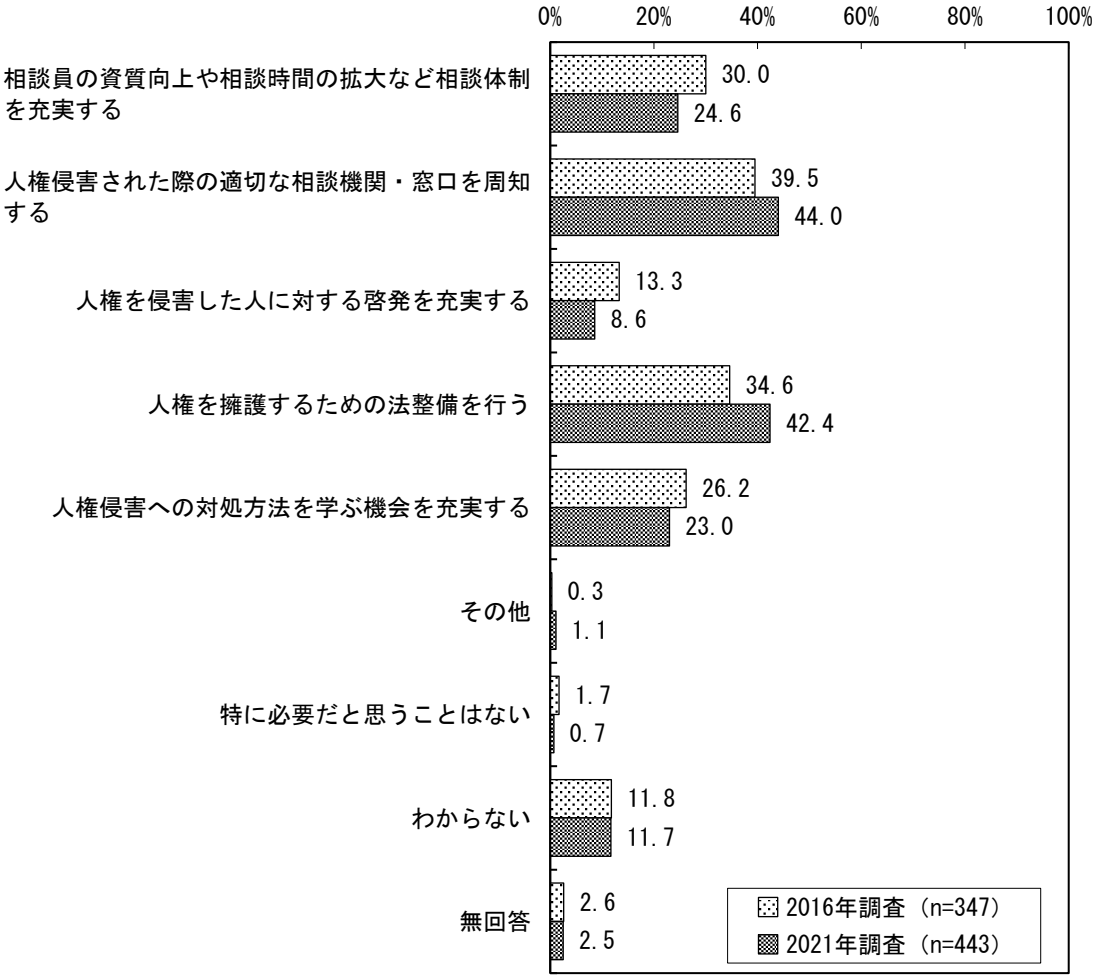

（２）人権意識を高めるために必要な取り組み

また、今後、人権問題への理解を深め、人権意識を高めていくために特にどのようなことに取り組む必要があると思うかたずねたところ、「行政による取り組み（啓発活動等）を積極的に行う」が 47.9％と、2016 年調査より 20 ポイント程度上昇し、最も高くなっています。これ次いで、「学校での教育を充実する」も 45.1％と高くなっています。特に、行政による人権啓発の推進とともに、引き続き、学校における人権教育の推進が求められていると言えます。

図表２－９　人権意識を高めるために特にどのような取り組みが必要か（２つまで回答）

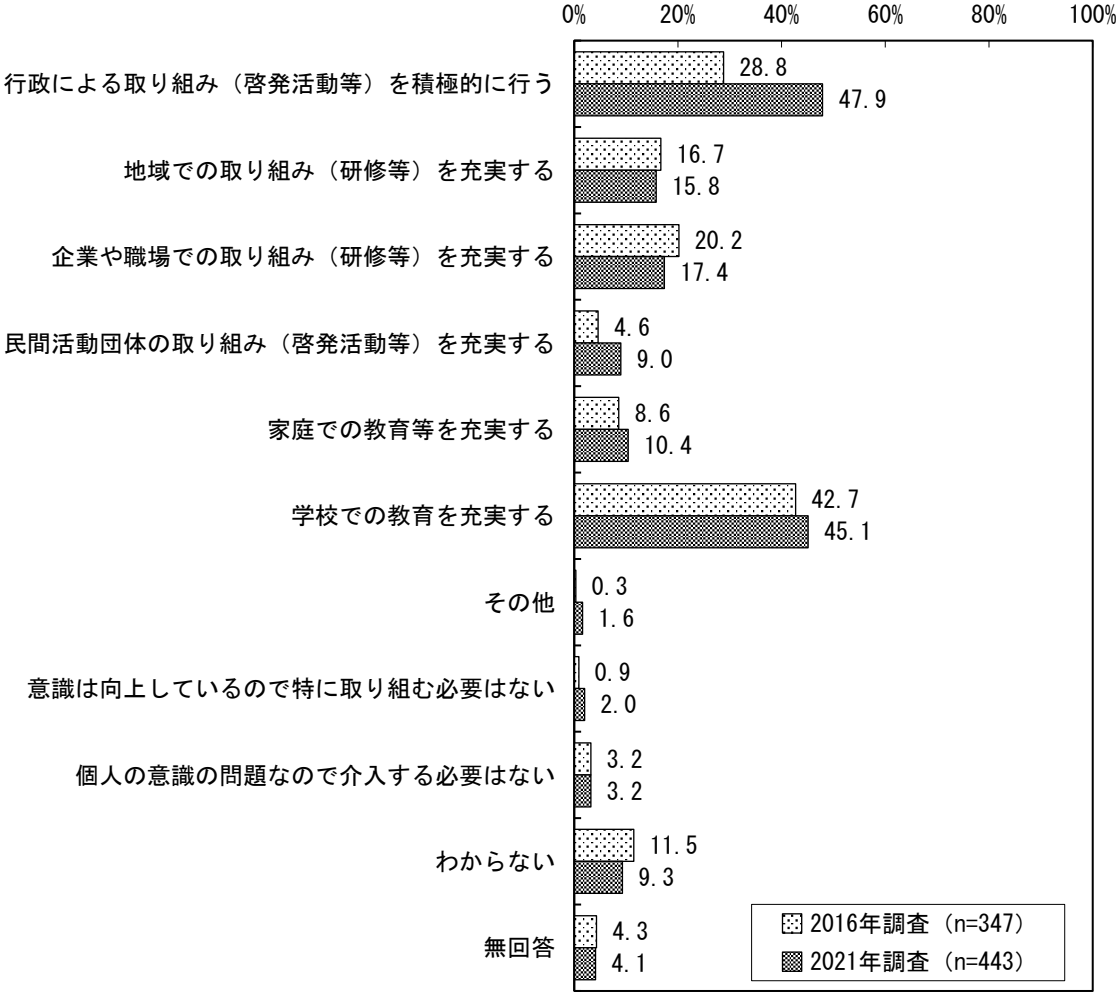

（３）人権意識を高めるための方法

さらに、今後、人権問題への理解を深め、人権意識を高めるための最も有効な方法についてたずねたところ、「学校・職場・地域等での研修会」の開催が29.8%と最も高く、次いで、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等」を通じた広報がほぼ同程度の 29.3%となっています。

図表２－10　人権意識を高めるためにどのような方法が最も有効か

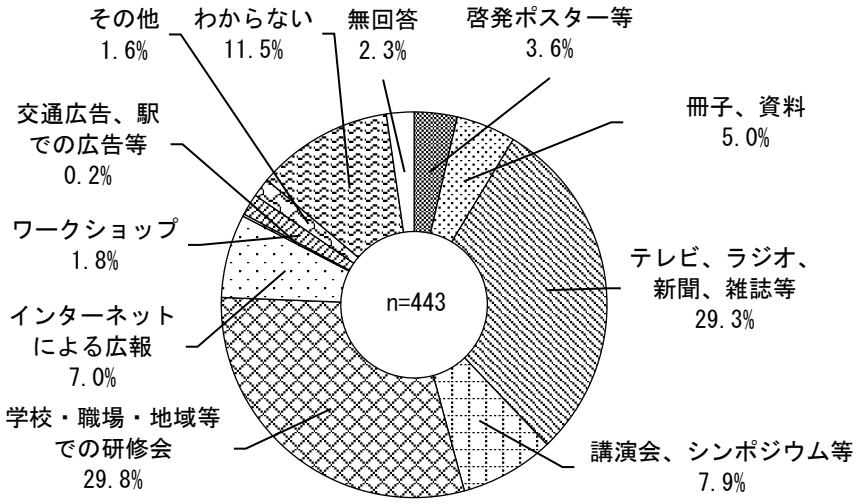

※この設問は 2021 年調査のみ実施

第３次の指針に基づき、行政や地域、企業等が人権教育及び人権啓発に関するさまざまな取り組みを進める中、市民には、人権問題に関する授業や講座等の受講などを通じ、人権問題について考える機会が増え、一人ひとりの人権意識は着実に高まっていると言えます。この人権意識の着実な高まりをより多くの市民が実感することにより、ますます人権問題について考える機会が増え、一人ひとりの人権意識が高まっていく好循環が期待されます。

人権教育及び人権啓発の取り組みは、行政に大きく期待されていますが、人権施策を推進していくためには、市民をはじめ、関係団体や企業等との協働が欠かせません。市民等と共に一定の目標に向かって取り組み、定期的にその成果を測定し、効果や課題等の検証を含め、市民等と共有していくことにより、より効果的な人権施策の展開が可能となります。一方で、市民が人権侵害を受けた場合には、それを救済する相談と支援の体制づくりも求められています。

人権問題がますます多様化する中において、これらの施策は、どのような課題に対しても共通して必要な基本的なものです。こうした基本的な施策や共通の目標のもと、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、インターネットによる人権侵害など、個別の人権課題の状況に応じた、きめ細かな施策展開を図っていく必要があります。

第３章　基本的な考え方

１　人権についての考え方

「**人権**」とは、人としての尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

そうした「**人としての尊厳に基づく固有の権利**」「**人々の生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利**」である人権は、**すべての人に保障**されなくてはなりません。

しかし、自分の人権を主張するだけでは、他人の人権を侵害する場合もあり、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する社会をつくっていかなければなりません。

互いの権利を認め合う社会をつくることにより、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを尊重しながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことにより、地域の中で互いを支え合う「共生のまち」が実現されます。

２　基本理念

人権に関する現状をみると、人権問題が多様化する一方、人命を軽視した暴力や虐待、人としての尊厳を無視した差別や偏見、いじめ、ハラスメント、ネット上の匿名性を悪用した人権侵害、無意識の人権侵害など、いわゆる人権尊重の理念がいまだ欠如している事案が発生しています。

引き続き、市民一人ひとりが人権を尊重し、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権尊重の意識が根づいた社会の構築をめざし、次の基本理念を掲げます。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

３　基本施策

基本理念の実現に向けては、多様化している各人権問題の分野別の取り組み（第４章を参照）を進めるとともに、各人権問題において共通する基本的な施策については、関係部局が連携し、また、市民や関係団体、企業等と協働して、総合的な施策展開を図っていく必要があります。そこで、次の４つの基本施策を掲げます。

（１）人権教育の推進

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う幼稚園・保育園、小・中学校などにおける教育（保育を含む）は大変重要です。学校教育において、幼児・児童・生徒などが社会生活を営む上で必要な知識や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を養っていく必要があります。

また、生涯にわたり、豊かな人権感覚を養っていく上で、社会の基礎的単位である家庭や最も身近な社会集団である地域は、重要な役割を担っています。社会教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージのあらゆる機会において、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

①学校教育における人権教育の推進

- **「学校人権教育を推進するための全体構想」（美濃市人権教育推進研究会）に基づき、幼児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができる力を育むとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進します。**
- **人権教育に関する研修や交流により、教職員の資質向上と指導方法の改善を図ります。**
- **社会教育と連携し、ボランティア活動などの多様な体験活動や高齢者、障がいのある人などさまざまな人々との交流の機会の充実を図るなど、豊かな人間性や社会性を育みます。**

②社会教育における人権教育の推進

- **地域別人権啓発講演会を継続して開催するなど、あらゆる機会を通じ、人権に関する学習の一層の充実を図るとともに、社会教育施設を活用し、学校や社会教育関係団体等と連携して人権に関する多様な学習機会を提供します。**

・地域において人権教育を推進する指導者の養成など、社会教育における指導体制の充実に努めます。

・家庭教育学級等を通じ、親子が共に人権感覚を身につけられるような学習機会の充実に努めるとともに、情報提供の強化などにより参加促進を図ります。

（２）人権啓発の推進

人権啓発は、人権教育を除き、広く人権尊重意識の普及、高揚を図るための研修、情報提供、広報活動などであり、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることを目的としたものです。

しかしながら、多様な人権問題がある中、啓発の内容や方法については、市民の理解と共感が得られるものであることが必要です。例えば、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの人権問題について認識を深める啓発、生命の尊さ、大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重し合うことが大切であることを訴えかけるような啓発などが必要です。

市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念を日常生活の中、自覚して定着するように、人権感覚を育む人権啓発を今後も効果的に行っていくことが求められます。

①市民に対する人権啓発の推進

・広報みのや市ホームページのほか、「人権みの」（年３回発行）、「わたしの人権メッセージ」（年１回発行）、「人間（ひと）がかがやく」（年１回発行）など、さまざまなメディアを活用し、すべての市民に届く人権啓発を推進します。

・市民自らが人権問題を考える機会の場となる人権問題市民啓発講演会やわたしの人権メッセージ展などを継続して開催するとともに、内容の充実や周知の強化などにより参加促進を図ります。

・さまざまな人権問題について認識を深める小冊子・図書などの充実を図ります。

②企業等に対する人権啓発の推進

・商工会議所等と連携し、従業員等の人権問題市民啓発講演会等への参加を促します。

・商工会議所やハローワーク等と連携し、企業等における人材の採用にあたり、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るよう、情報共有に努めます。

・企業等が実施する研修等と連携を図るなど、企業等が「人権尊重のまちづくり」の担い手となる環境づくりに取り組みます。

（３）相談・支援体制の充実

市民一人ひとりが自分の人権を守るためには、自分の気持ちを伝える力も必要です。しかし、悩みや不安を抱える人は、気持ちが混乱していたり、動揺していたりすることがあるため、自分自身の思っていることを伝えるのが容易でないこともあります。そのような相談者の状況にも配慮し、相談者が安心かつ信頼して自分の悩みを自分の言葉で相談できる環境をつくっていく必要があります。

また、暴力や虐待などの人権侵害を受けた人は、必ずしも第三者に相談するとは限りません。年齢や障がい、その他の状況により、自らの思いを伝えることができない場合もあります。そうした状況を考慮に入れ、人権が脅かされる事態を未然に防ぐ環境をつくるとともに、万が一、人権侵害が発生したときに迅速に対応できる体制を整えておく必要があります。

一方で、市民からの相談や人権侵害を受けた人への支援に的確に対応するためには、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、医療・福祉関係職員など）の人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、研修等の充実による資質向上が求められます。

①相談体制の充実

・より多くの市民に各種相談窓口を認知してもらえるよう、周知を図ります。

・相談者が安心して相談できるよう、個人情報の保護を徹底しつつ、相談者の個別のケースに柔軟に対応できる体制を整えます。

②支援体制の充実

・暴力や虐待などにより人権が脅かされる事態を未然に防ぐよう、また、発生した場合でも迅速に対応できるよう、関係機関や関係団体との連携を強化します。

・市民一人ひとりの尊厳ある暮らしを守るため、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などの人権を守る民間団体の活動を支援していきます。

③人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修の充実

・市民の模範、地域の指導者となるべき市職員及び教職員等の人権感覚を養成し、人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、研修等の充実を図ります。また、個人情報の重要性について自覚し、個人情報を正しく取り扱うよう、資質向上に努めます。

・相談や支援に直接携わる医療・福祉関係職員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権尊重の理念などについて正しく認識し、的確に対応できる人材の育成のための研修等への積極的な参加を促進します。

（４）市民等との協働

人権は、すべての市民の暮らしと密接に関わっています。そして、人権を取り巻く環境は、日々変化しています。そうした社会の変化に反応し、対策を講じていくためには、市民、関係団体、企業等を含めた市全体での取り組みが不可欠です。

・人権に関する施策を推進するにあたり、人権擁護委員はもとより、市民や関係団体、企業等と協働し、総合的かつ包括的に人権問題の解決に取り組みます。

➢ **施策体系**

基本理念	基本施策	分野別の取り組み
市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現	○人権教育の推進 ○人権啓発の推進 ○相談・支援体制の充実 ○市民等との協働	・女性の人権 ・子どもの人権 ・高齢者の人権 ・障がいのある人の人権 ・同和問題 ・外国人の人権 ・感染症患者等の人権 ・刑を終えて出所した人の人権 ・犯罪被害者等の人権 ・性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人の人権 ・インターネットによる人権侵害 ・さまざまな人権問題

4　めざす姿

市民等との協働により基本理念の実現をめざすためには、市民等と 10 年後の「めざす姿」（目標）を共有するとともに、その成果（実績）も定期的に把握し、共有していく必要があり、これにより効果的な施策展開が期待されます。そこで、次の３つの「めざす姿」（目標）を設定し、市民等と共に実現をめざします。なお、指針の中間（2026（令和８）年度）にも目標（めざそう値）を設定し、その成果（実績）を踏まえ、必要に応じて、2031（令和 13）年度の目標（めざそう値）をめざし、基本施策や分野別の取り組み（第４章を参照）の充実、見直し等を行うこととします。

➢　**めざす姿（目標）**

指　標	もととなる値 2021（令和 3）年	めざそう値 2026（令和 8）年	めざそう値 2031（令和 13）年
人権問題に関する講座や授業等を受けたことのある市民の割合	49.6%	57.0%	65.0%
人権問題について考える機会が増えた市民の割合	63.0%	72.0%	80.0%
市民一人ひとりの人権意識が高まっていると感じる市民の割合	36.6%	48.0%	60.0%

※成果（「めざそう値」の実績）は、「人権に関する市民意識調査」により把握します。

～　目標の達成にはより多くの市民等の協力が必要です　～

- ✓　行政等が開催する人権に関する講座等に主体的に参加しましょう
- ✓　地域や企業等においても積極的に人権に関する講座等を開催しましょう
- ✓　広報みののほか、さまざまなメディアを活用し、人権に関する情報を提供しますので、利用しましょう
- ✓　人権について、いろいろなことを感じ、考えましょう
- ✓　人権について、より多くの人といろいろな感覚や思考を共有しましょう
- ✓　そして、自分や周囲の人権意識の高まりを実感しましょう

第４章　分野別の課題と方向性

１　女性の人権

（１）現状と課題

女性問題への取り組みは、国際的には 1975（昭和 50）年の国際婦人年を契機として進められてきました。

日本においては、1985（昭和 60）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

また、岐阜県においては、2003（平成 15）年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

2016（平成 28）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務（常時雇用する労働者数 100 人以下の事業主は努力義務）化されました。

また、男女間の暴力に関しては、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）が施行されました。ストーカー行為や DV（ドメスティック・バイオレンス）のほか、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等も重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいと言われています。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題があり、今なお法整備が進められています。

美濃市においては、「男女共同参画社会基本法」が制定される前の 1998（平成 10）年に「男女共同参画いきいきプラン美濃」を策定、2008（平成 20）年に第２次プラン、2018（平成 30）年に第３次プランを策定しています。第３次プランでは、「美濃市女性活躍推進計画」及び「美濃市 DV 防止基本計画」を含め、「共に歩み　共に支え合い　だれもが活躍できる男女共同参画社会の実現」に向け、さまざまな取り組みを進めています。

2021 年調査において、女性の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会となっていない」が49.7％と最も高く、次いで、「性別による固定的な役割分担意識がある」（41.3%）、「職場において男女の待遇に違いがある」（30.0%）などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は 5.9％と低くなっています。

図表４－１　女性の人権で特に問題があると思うこと（３つまで回答）

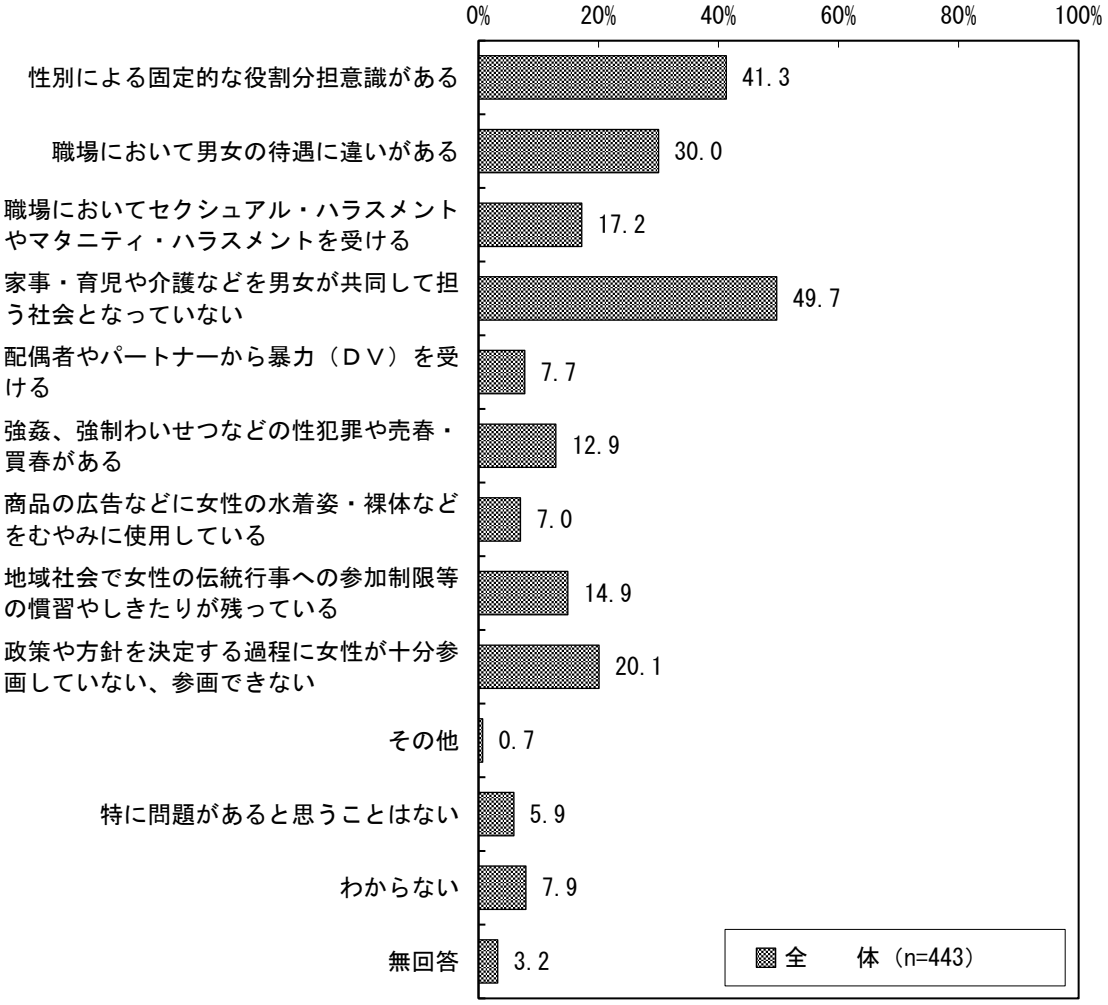

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、女性の人権を尊重していくために必要なことについてたずねたところ、「家庭生活と仕事の両立が容易になり、女性が一層活躍できる就労環境を整備する」が 41.5%と最も高く、次いで、「男女平等を推進するための教育・学習活動を充実する」（37.0%）、「男女が共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくり」（35.2%）などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 4.1%と低くなっています。

図表４－２　女性の人権を尊重していくために必要なこと（３つまで回答）

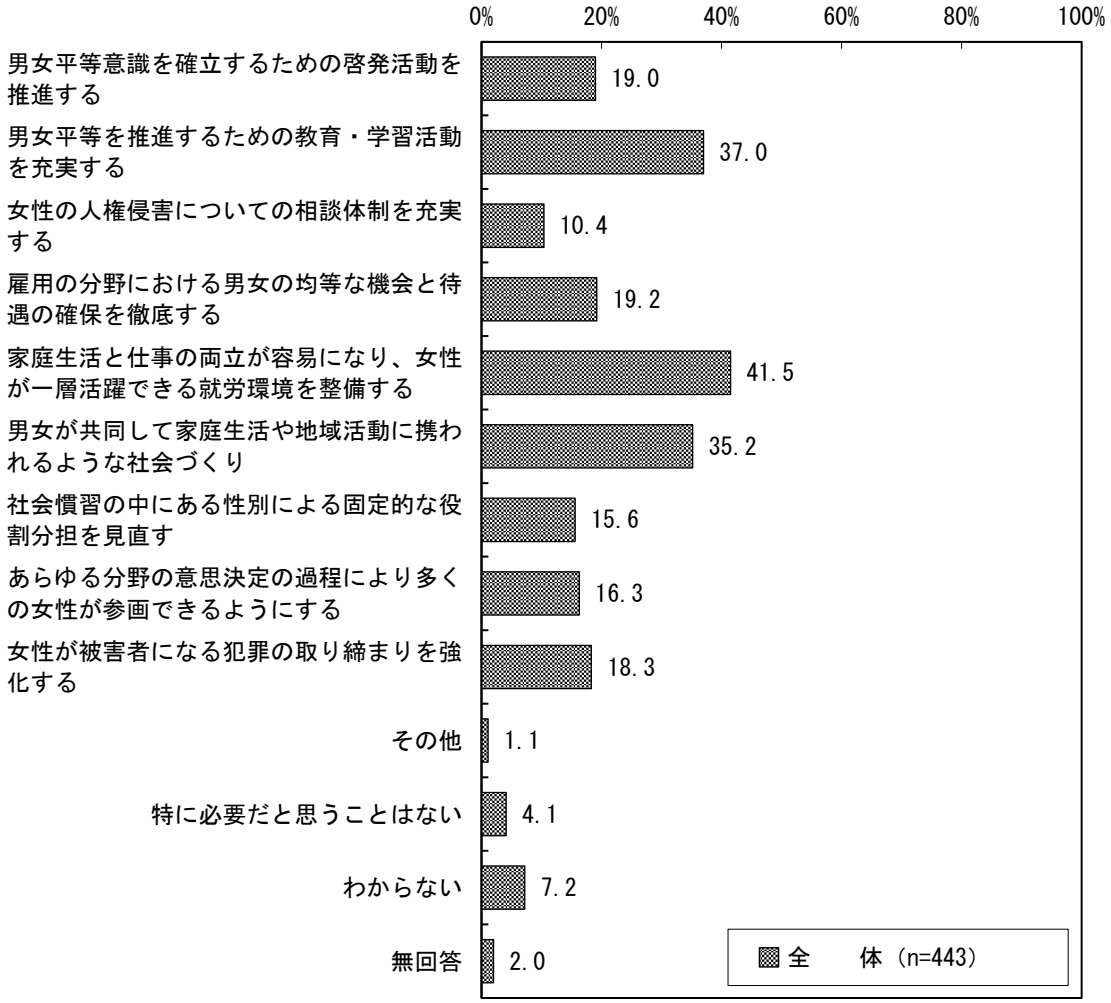

依然として、性別による役割分担意識は根強く、家庭や職場、地域など、さまざまな場面において女性が不利益を受けることが少なくないと言えます。また、夫やパートナーからの暴力、ストーカー行為など、女性に対する暴力事案は、顕在化しにくく、被害も深刻化しやすいため、社会的に問題となっています。このように、真に男女平等の社会が実現されているとは言い難い状況にあり、さらなる取り組みが求められています。

「男女共同参画いきいきプラン美濃」を踏まえ、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①家庭や職場、地域における固定的な性別役割分担意識をなくし、とりわけ、子育てや介護は、男女が共同して担っていくことができるよう、広報みのをはじめ、さまざまなメディアを活用し、啓発活動に取り組みます。

②女性が仕事と家庭を担いながら自己啓発活動等にも取り組めるよう、関係機関等と連携し、働き方の見直しなどによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に努めるとともに、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産等を理由とする不利益な扱い）の禁止など均等な扱いについての周知を図るなど、女性が活躍できる職場づくりを推進します。

③ジェンダーに基づく偏見や制度・慣行等の見直しを図り、家庭や職場、地域、その他のあらゆる分野における意思決定の場に男女が対等に参画できるよう、性別にかかわらず誰もが尊重される社会づくりを推進します。

④女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、情報の収集や周知に努めるとともに、関係機関等と連携し、暴力被害者からの相談、保護や自立のための支援に努めます。

2　子どもの人権

（1）現状と課題

現在、子どもを取り巻く社会全体の環境は、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン・携帯電話、ゲーム機などの普及などにより、著しく変化しています。こうした中、児童虐待、いじめなどの人権侵害のほか、不登校やひきこもり、子どもの貧困など、子どもの存在や尊厳をめぐる問題が深刻化しています。さらに、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの周囲の環境はますます悪化しています。

児童虐待を含む児童相談については、2004（平成 16）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」といいます。）と「児童福祉法」が改正され、市町村が家庭児童相談に応じることとなり、美濃市としても要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関等との連携・協力体制を確保し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護に努めています。なお、児童虐待（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）に関しては、2019（令和元）年の「児童虐待防止法」の改正により、親権者等による体罰の禁止が明文化されました。

いじめの問題に対しては、2013（平成 25）年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。この法律には、学校におけるいじめの防止等や重大事態への対処等について定められています。

貧困の問題に対しても、同年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が制定され、1989（平成元）年に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもの貧困の解消に向けた総合的な対策が推進されています。

子どもは権利の主体であり、大人と共に社会を構成するパートナーです。大人と同様に人権を有する存在として、最大限に尊重されなければなりません。

美濃市においては、2015（平成 27）年３月に「美濃市子ども・子育て支援事業計画」を策定、2020（令和２）年３月には第２次計画を策定し、「子育てしやすい美濃市」とともに、「子どもの権利が守られる美濃市」をつくることを掲げ、さまざまな取り組みを進めています。

2021 年調査において、子どもの人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「いじめを行う」ことが 69.1％と特に高く、次いで、「親が子どもを虐待する」（48.8％）、「いじめを見て見ぬふりをする」（44.5％）などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は 0.9％とわずかです。

図表４－３　子どもの人権で特に問題があると思うこと（３つまで回答）

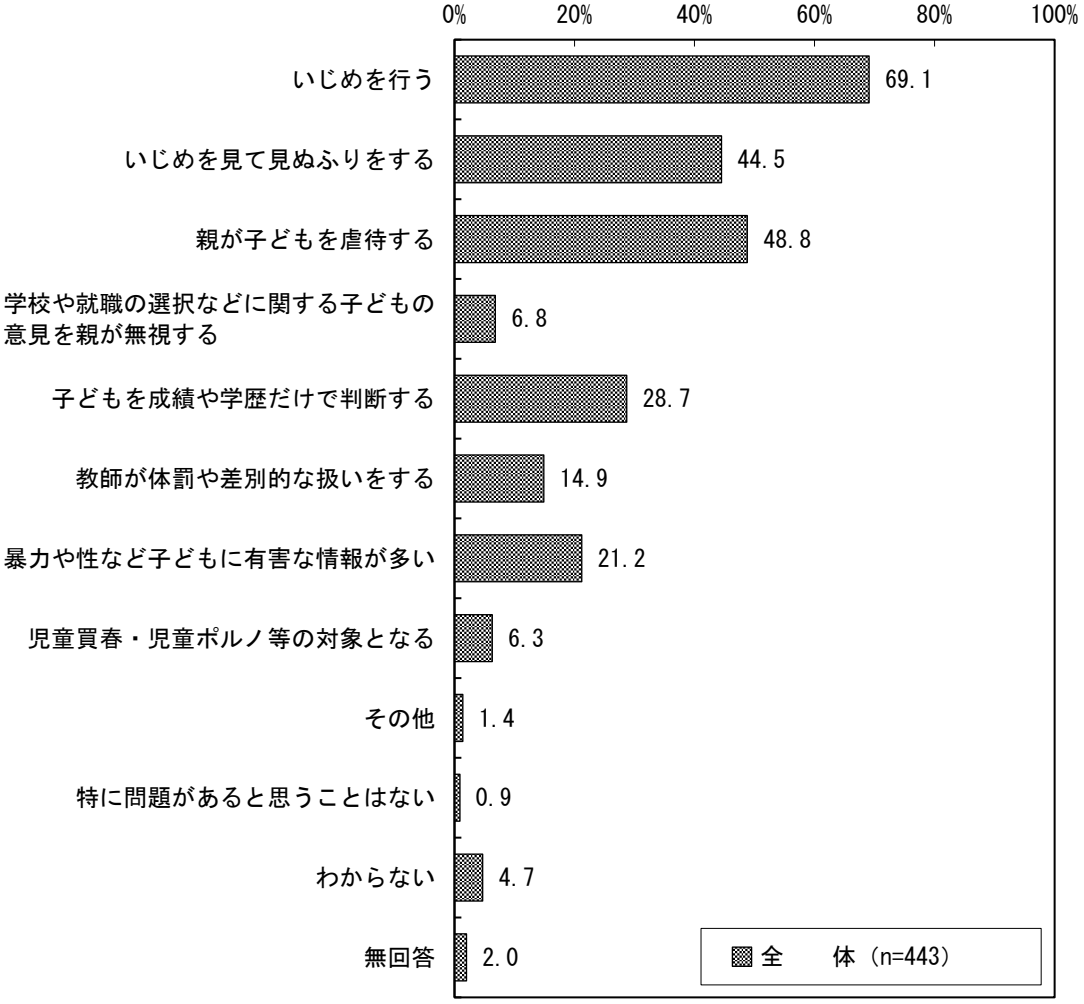

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、子どもの人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「子どもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える」が 56.0%と特に高く、次いで、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」（42.4%）、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる」（36.1%）、「子どもに「自分は大切な存在だ、価値ある存在だ」と実感させる」（35.0%）、「子どもの人権相談や電話相談を充実する」（32.5%）などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 0.7%とわずかです。

図表４－４　子どもの人権を守るために必要なこと（３つまで回答）

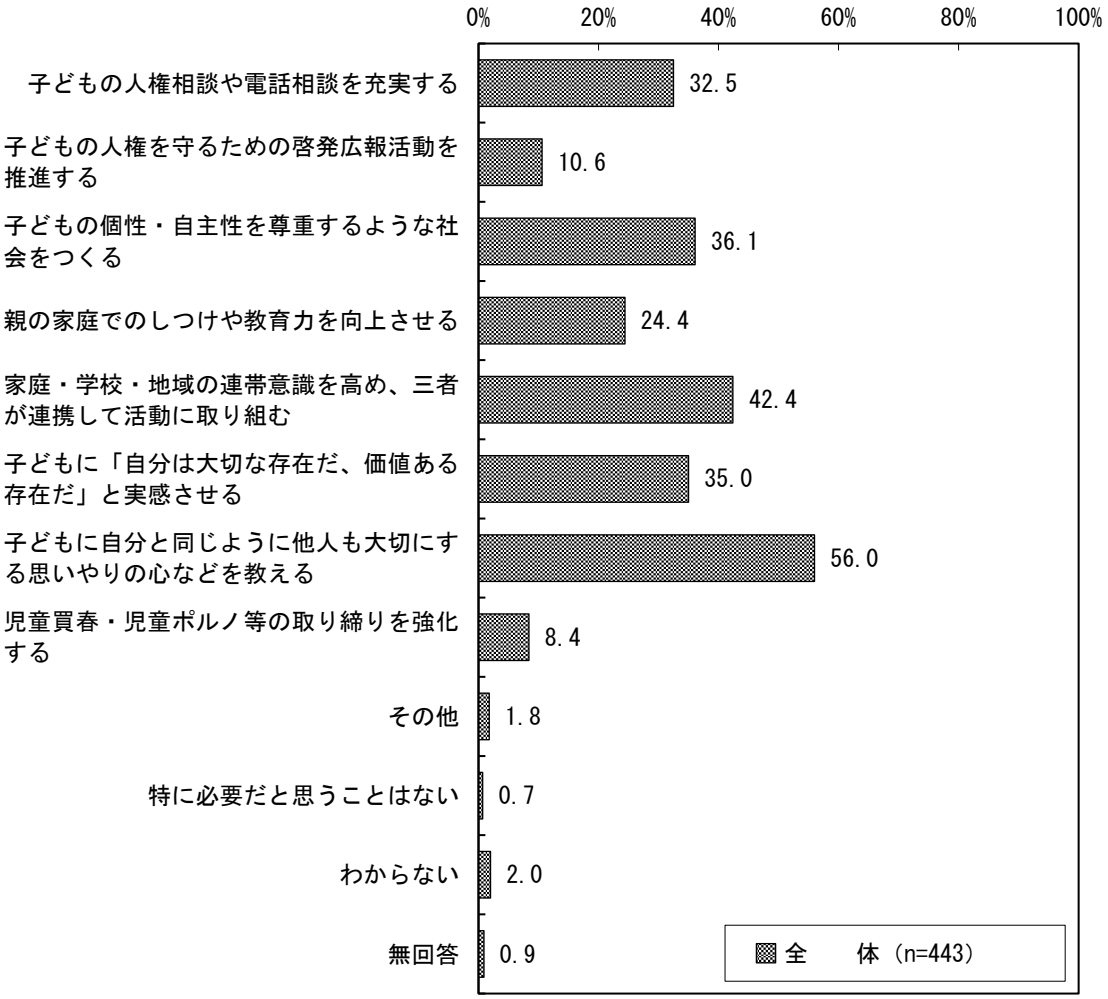

家庭や学校、地域、行政などがそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら、市民一人ひとりの人権を尊重することができる、豊かな心をもった子どもを育んでいくことが求められています。また、依然として、いじめや子どもに対する虐待事案は社会的に問題となっており、子どもの人権を守る体制の充実など、さらなる取り組みが必要です。

「美濃市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①さまざまな機会を捉えて、地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識の啓発を図るとともに、他人に対する優しさや思いやりなど豊かな人間性を育む教育を推進します。

②子育て中の親と子どもが集まり、交流や研修等を行う家庭教育学級を継続して開催するなど、家庭と学校、地域が一体となり、青少年の健全育成に取り組みます。

③いじめや不登校の傾向を示す児童・生徒の早期発見、早期対応に向け、「美濃市いじめ防止基本方針」の周知・徹底や教職員の資質向上を図るとともに、巡回相談やスクールカウンセラー等による相談体制の充実、家庭と学校、各種相談窓口、専門機関相互の連携体制の強化に努めます。

④児童虐待の防止に向け、継続して意識の啓発や通報窓口の周知に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

3　高齢者の人権

（1）現状と課題

日本の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、2020（令和２）年 10 月 1 日現在 28.8%で、2036（令和 18）年には 33.3%となり、３人に 1 人が高齢者という社会を迎えると予測されています。このように高齢化が急速に進展する中、高い就労意欲を有する高齢者が、培ってきた知識と経験を生かし、社会の担い手としていきいきと活躍し続けることが重要となっています。そのため、団塊の世代をはじめとする高齢者の能力を地域で生かす取り組みが求められています。

また、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

そうした中、2006 （平成 18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人には速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、2016（平成 28）年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が施行されました。成年後見制度は、認知症高齢者のほか、知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人の預貯金等の財産管理や福祉サービスの手続きなどの身上保護、自身に不利益な契約の締結等を防止するためのもので、この制度の普及とともに、支援体制の整備などが求められています。

美濃市においては、３年ごとに「美濃市高齢者福祉計画」を策定（2021（令和３）年度の計画から「美濃市総合福祉計画」として策定）し、高齢者の虐待防止や権利擁護のほか、認知症に対する理解の促進などの取り組みを進めています。

2021 年調査において、高齢者の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「経済的に自立が困難」と「悪徳商法や特殊詐欺の被害が多い」がともに 33.4%と最も高く、次いで、「道路や交通機関、建築物など、高齢者への配慮が進んでいない」（28.9%）などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は 4.1%と低くなっています。

図表４－５　高齢者の人権で特に問題があると思うこと（３つまで回答）

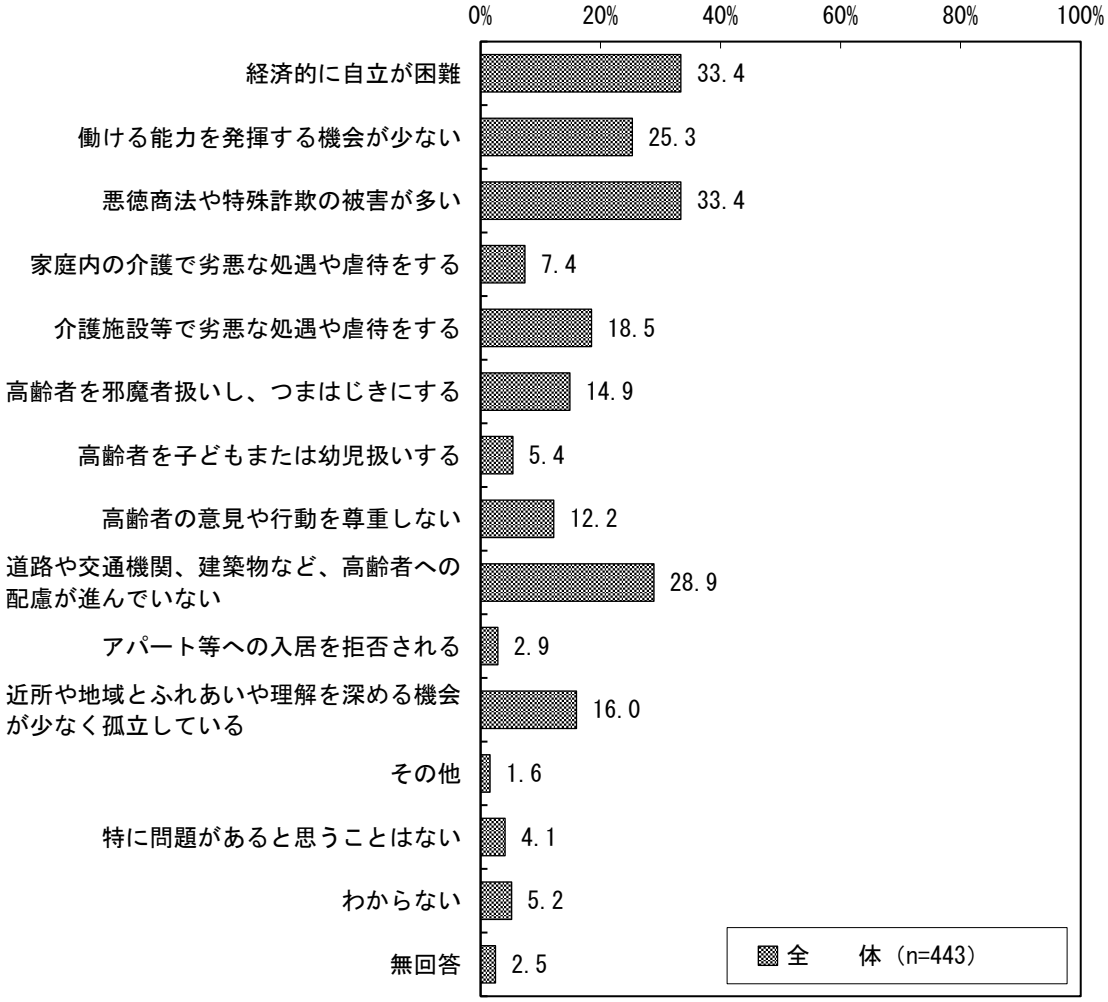

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、高齢者の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「年金や住宅、福祉、医療サービス等を充実して高齢者の生活の安定を図る」が 57.3%と特に高く、次いで、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できる機会を増やす」（33.6%）、「地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる」（29.1%）などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 2.0%とわずかです。

図表４－６　高齢者の人権を守るために必要なこと（３つまで回答）

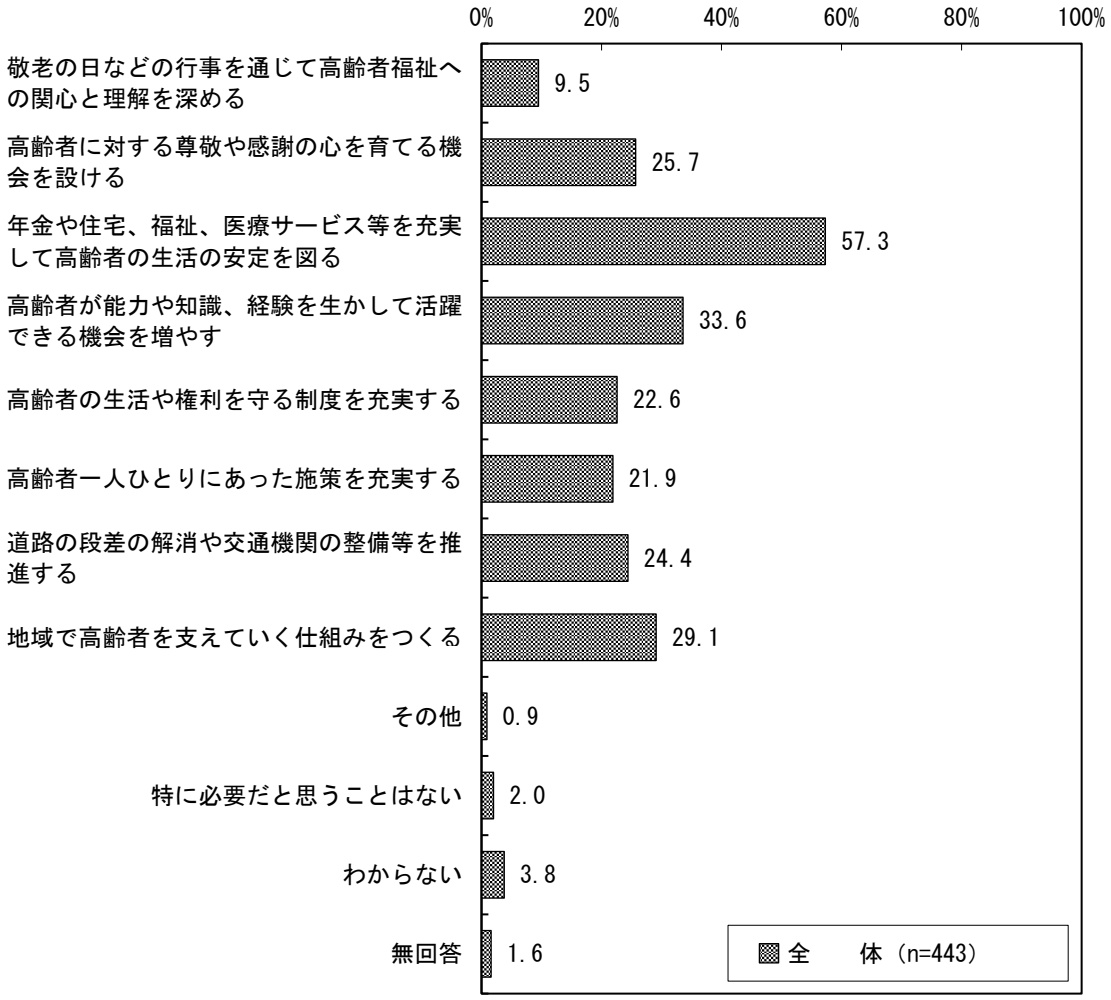

依然として、高齢者をねらった特殊詐欺などの犯罪や虐待事案が後を絶ちません。これら高齢者の権利擁護を含め、各種サービスの充実を図るとともに、自らの能力や知識、経験を生かせるような機会を創出することにより、「地域共生社会」を実現していくことが求められています。

「美濃市高齢者福祉計画」を踏まえ、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①地域包括支援センターを中心に地域におけるネットワークを構築し、何らかの支援を必要とする高齢者が各種相談・生活支援サービスを円滑に利用できるよう、環境整備に努めます。

②特殊詐欺等による被害から高齢者を守るため、警察などと連携して啓発や相談に取り組むとともに、認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のため、関係機関等と連携して成年後見制度等の周知や利用促進に努めます。

③高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識や経験を十分に発揮し、いきいきと生活できるよう、シルバー人材センター等による就労支援やシニアクラブ活動など、高齢者が活躍、交流できる場づくりとともに、バリアフリー化を推進します。

④高齢者虐待の防止に向け、継続して意識の啓発や通報窓口の周知に取り組むとともに、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待ネットワークの充実を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

4　障がいのある人の人権

（1）現状と課題

障がいのある人の「完全参加と平等」は、1981（昭和 56）年の国際障害者年を契機として進められてきました。2006（平成 18）年には、国連総会において、障がいのある人への差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択されました。

この条約への批准に向け、2011（平成 23）年に「障害者基本法」が改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定され、2013（平成 25）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。

なお、岐阜県においては、2016（平成 28）年の「障害者差別解消法」の施行にあわせて「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が制定されました。

「障害者権利条約」や「障害者基本法」の改正で示された考え方は、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいの問題ではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという「社会モデル」の観点から障がいを広くとらえています。そして、障がいのある人が障がいのない人と同じように権利が保障され、障がいのある人が就職する際や教育を受ける際に、事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」を義務づけています。障がいのある人をありのまま受け入れるように、社会が変わっていく必要があるということで、この考え方の根底にあるのは、ノーマライゼーション（障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざすという理念）やソーシャルインクルージョン（障がいのある人を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念）の考え方であり、障がい者施策はすべてが人権にかかわるものであると言っても過言ではありません。

美濃市においては、３年ごとに「美濃市障がい者計画」「美濃市障がい福祉計画」「美濃市障がい児福祉計画」を策定（2021（令和３）年度の計画から「美濃市総合福祉計画」として策定）し、障がいのある人への理解の啓発、虐待防止、権利擁護などの取り組みを進めています。

2021 年調査において、障がいのある人の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「障がいのある人の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠如」が 49.7%と最も高く、次いで、「就労の機会が少なく、職種も限られている」(37.2%)、「道路の段差や駅の建物など、外出に支障がある」(27.1%)などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は 4.7%と低くなっています。

図表４－７　障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと（３つまで回答）

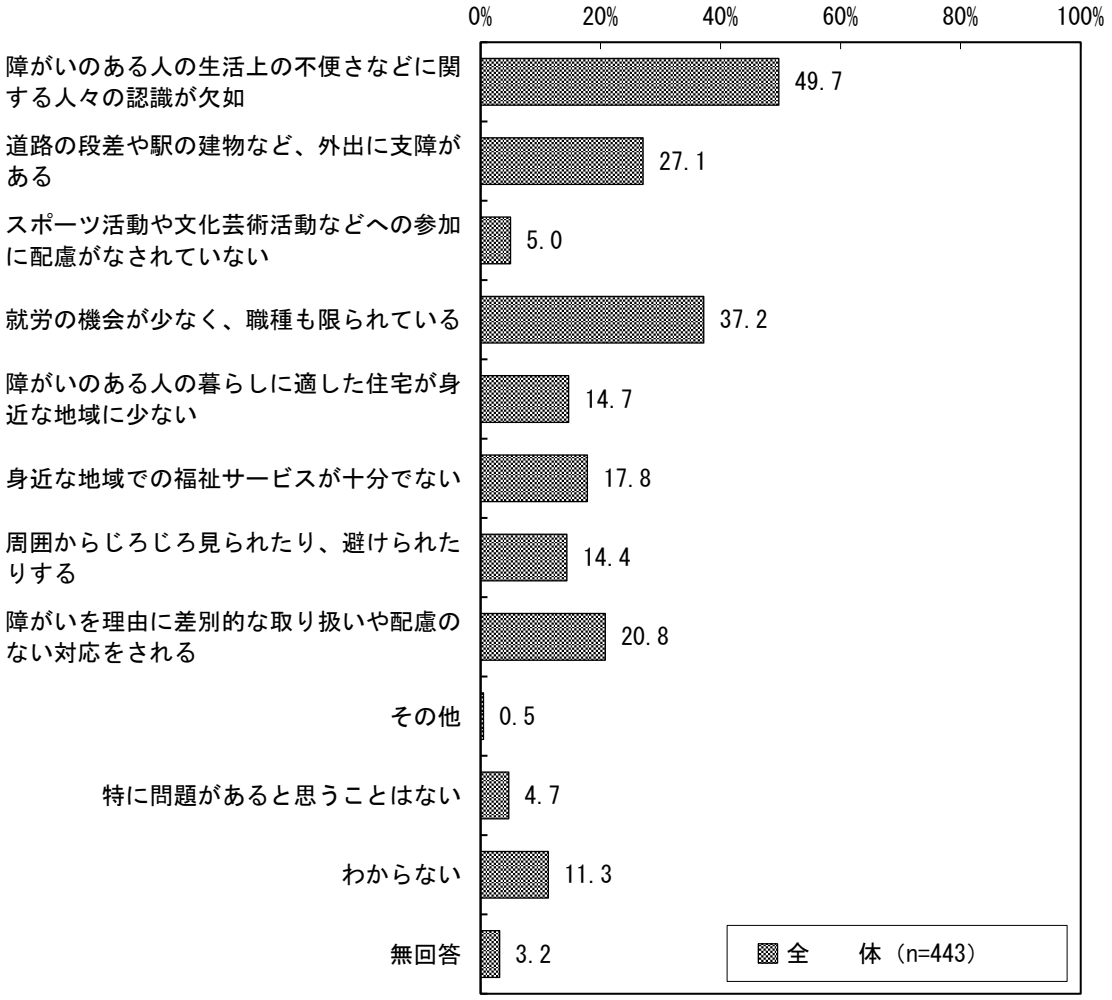

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、障がいのある人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「障がいのある人の就労機会を確保する」が 42.0%と最も高く、次いで、「安心して外出できるよう道路や公共交通機関、建築物を改善する」(36.8%)、「在宅の福祉サービスの拡充や入所施設を整備する」(31.4%)などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 1.6%とわずかです。

図表４－８　障がいのある人の人権を守るために必要なこと（３つまで回答）

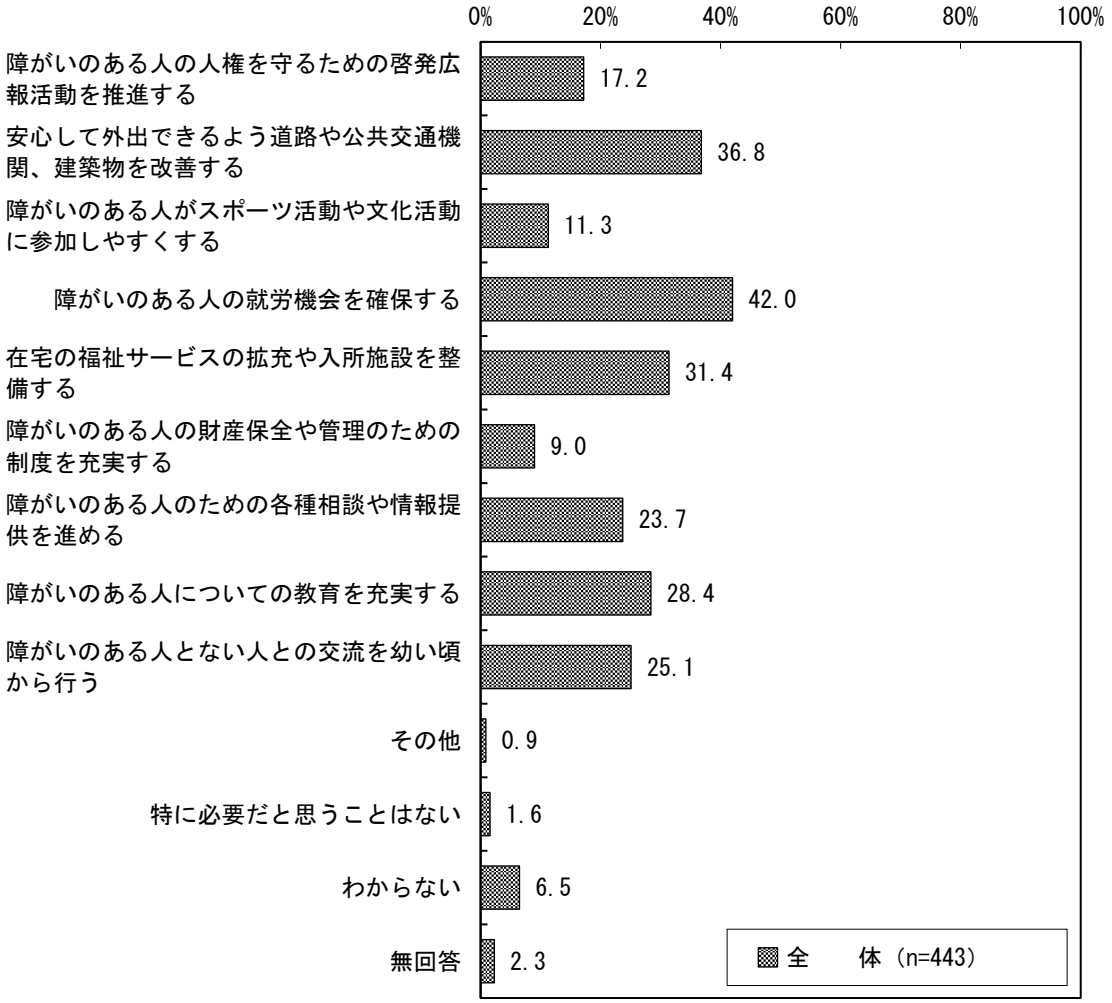

依然として、障がいのある人への理解が広まっているとは言い難い状況です。「地域共生社会」の実現に向け、「社会モデル」の考えのもと、障がいのある人の生活上の不便さの解消を図るとともに、障がいのある人の就労機会の確保やバリアフリーの推進などによる外出への支援が求められています。

「美濃市障がい者計画」等を踏まえ、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①広報みのをはじめ、さまざまなメディアを活用し、障がいの特性や必要な配慮などについての周知に努めるとともに、幼少の頃から障がいのある人とない人とが触れ合う機会を設けるなど、障がいのある人との交流を通じた理解啓発に取り組みます。

②ハローワークや商工会議所など関係機関等と連携し、企業等に障がい者雇用への理解を促すとともに、障がいの状況に合わせた福祉的就労の場の充実に努めます。なお、就労など社会参加の機会を確保するため、外出支援サービスの充実やバリアフリー化の推進に努めます。

③障がいのある人が地域社会の一員として共に生活を送ることができるよう、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談体制の強化を図るとともに、各種サービスの提供体制の充実に努めます。

④障がい者虐待の防止に向け、継続して意識の啓発や通報窓口の周知に取り組むとともに、障がい者基幹相談支援センターを中心としたネットワークを構築し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、障がいのある人の権利擁護のため、関係機関等と連携して成年後見制度等の周知や利用促進に努めます。

5　同和問題

（１）現状と課題

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず同和問題として存在しています。同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等を侵害する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。

この課題の解決にむけて、長年、精力的に取り組んでいますが、今もなお被差別部落出身という理由で、住む場所や仕事（就職）、結婚など、生活のさまざまな場面で差別を受け、人権を侵害されている人々がいます。

国は、地方公共団体と一体となって、課題の解消に向けて諸施策を講じてきており、同和問題は解決されたかに見えます。しかし、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売など、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根強く残っています。また、インターネット上での差別事象などはむしろ拡大傾向にあります。さらに、同和問題への無理解などを口実に不当な要求等をする「えせ同和行為」は、課題の解決の大きな阻害要因となり、問題となっています。

2016（平成 28）年に、「部落差別解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との基本理念が掲げられ、部落差別のない社会の実現に向けた取り組みが進められています。

美濃市においても、法令等を十分に踏まえ、市民の正しい理解と認識を普及、徹底すべく取り組んでいます。

2021 年調査において、同和問題についての考え方をたずねたところ、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」が 28.7%、「あまりさわがずそっとしておけばよい」が 26.4%、「難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」が 5.2%となっており、「自分には関係ない」は 0.7%とわずかです。一方で、「わからない」が 24.8%に及び、「特に関心はない」は 11.3%となっています。

これを 2016 年調査と比較すると、最も割合が高い「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」には大きな変化は見られないものの、「あまりさわがずそっとしておけばよい」が 10 ポイント程度上昇しています。

図表４－９　同和問題についての考え方（2016 年調査との比較）

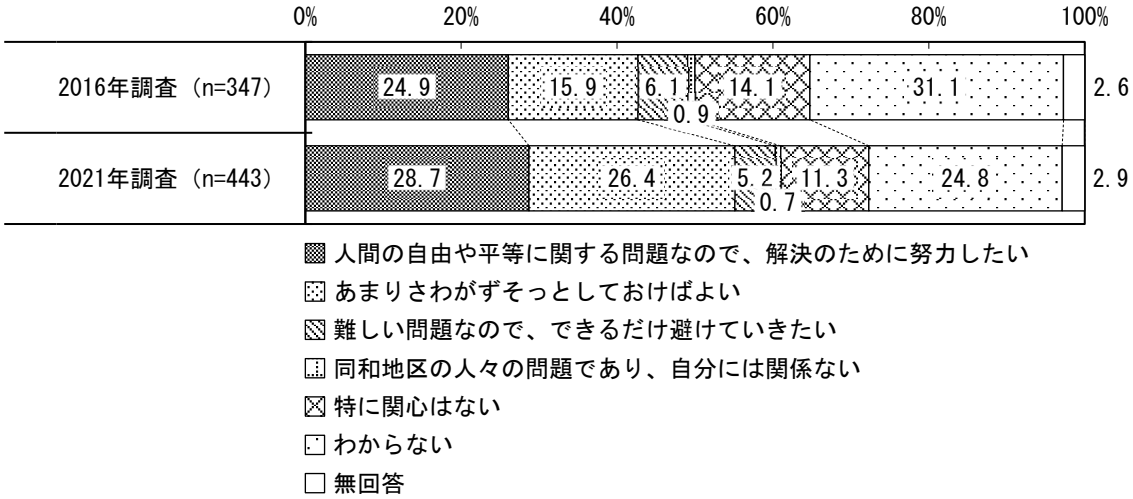

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、同和問題を解決するための取り組みについてたずねたところ、「人権を尊重する教育・啓発活動を積極的に行う」が 32.7%と最も高く、次いで、「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」（23.7%）などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 5.6%と低くなっていますが、「わからない」が２割を超えています。

図表４－10　同和問題を解決するための取り組み（３つまで回答）

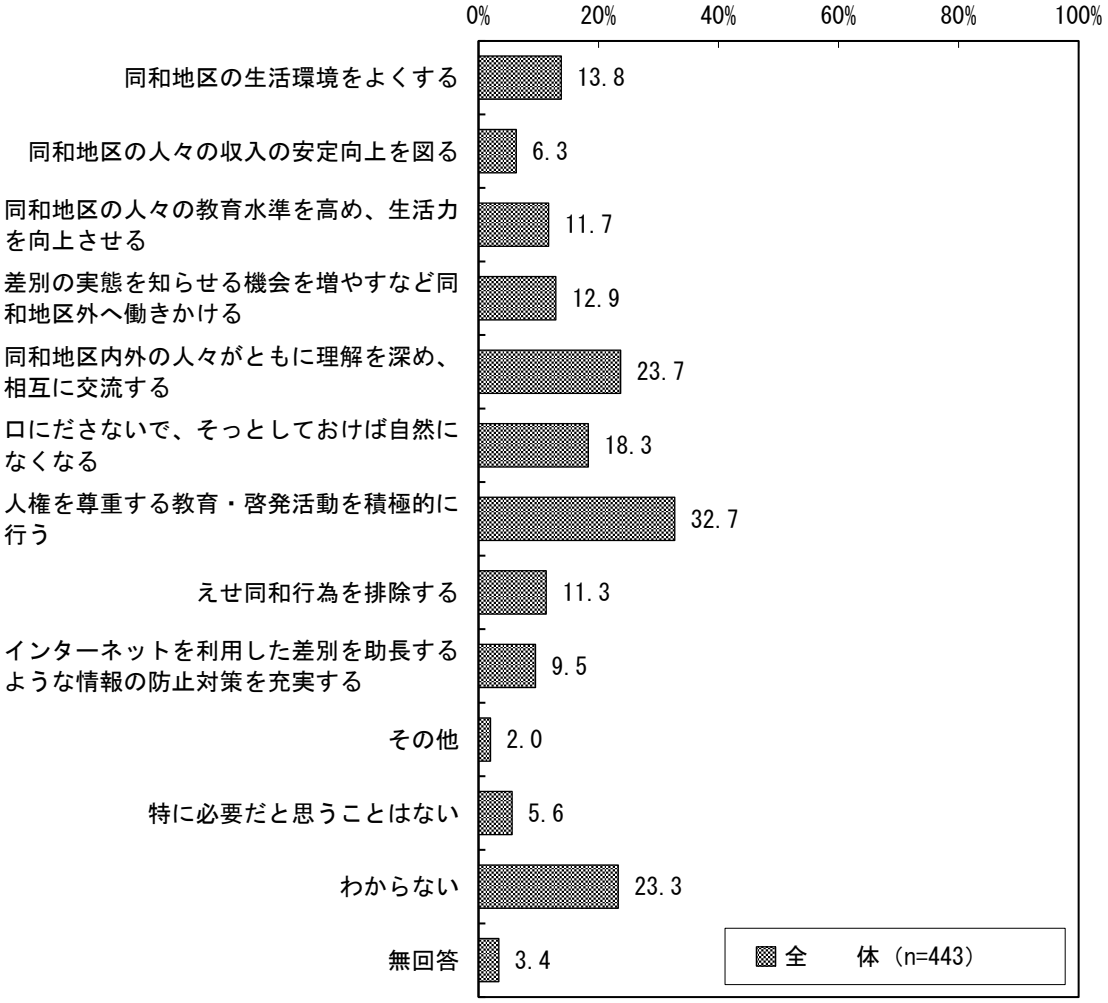

同和問題に対しては、「あまりさわがずそっとしておけばよい」という市民意識が高まるとともに、認識や理解がやや不足し、問題の潜在化が進みつつあると言えます。将来、これまでと同じような差別が繰り返されることのないよう、継続した教育・啓発活動による市民の認識や理解の向上が求められています。

引き続き、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①児童・生徒が同和問題についての正しい知識や理解を深めるため、同和問題に関する教職員の認識等の向上を図るとともに、指導資料「同和問題学習」による授業実践に取り組みます。

②広く同和問題についての正しい知識や理解を深め、同和問題を理由とする差別や偏見をなくすため、美濃会館において研修会や住民同士の交流事業を実施するほか、広報みのをはじめ、さまざまなメディアを活用した効果的な啓発活動に取り組みます。

③同和問題を理由とする差別、インターネット上の誹謗、中傷など、悪質な人権侵害事案に迅速に対応できるよう、国や岐阜県、関係団体等との情報共有や意見交換等に努めます。

④官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識の共有と啓発を図ります。

6　外国人の人権

（1）現状と課題

経済をはじめとするさまざまな分野でのボーダレス化やグローバル化の流れは地方にも及んでいます。リーマンショックに端を発した経済不況により、製造業に携わる外国人が大きく減少していたものの、現在でもなお多くの外国人が日本で暮らしています。

そのような中、言語、習慣、宗教などの違いから、外国人に対する就労における不当な取り扱いやアパートやマンションへの入居拒否など、異文化を拒否しがちな狭い心理による差別行為があります。また、言語の違いなどにより、外国人が行政サービスなどの情報を十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題のほか、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。さらに、一部の外国人の不法就労や犯罪などにより、外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、結果として外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されています。

2016（平成 28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動はあってはならないとの理念が明らかにされました。

美濃市の在住外国人の数は、2021（令和３年）３月末現在、545 人となっています。総人口に占める在住外国人の割合にすると 2.7%と高くはありませんが、中国のほか、ベトナム、フィリピン、ブラジルなど、さまざまな国籍を持つ人が美濃市で生活をしています。こうした在住外国人の多くは外国人技能実習生であることから、雇用する企業等を通じた情報の提供などに取り組んでいます。

2021 年調査において、外国人の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」が40.4%と最も高く、次いで、「外国人についての理解や認識が十分でない」も37.5%と高く、このほか、「医療、保健、防災などの生活に必要な情報が手に入れにくい」が 28.4%などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は 7.2%と低くなっています。

図表４－11　外国人の人権で特に問題があると思うこと（３つまで回答）

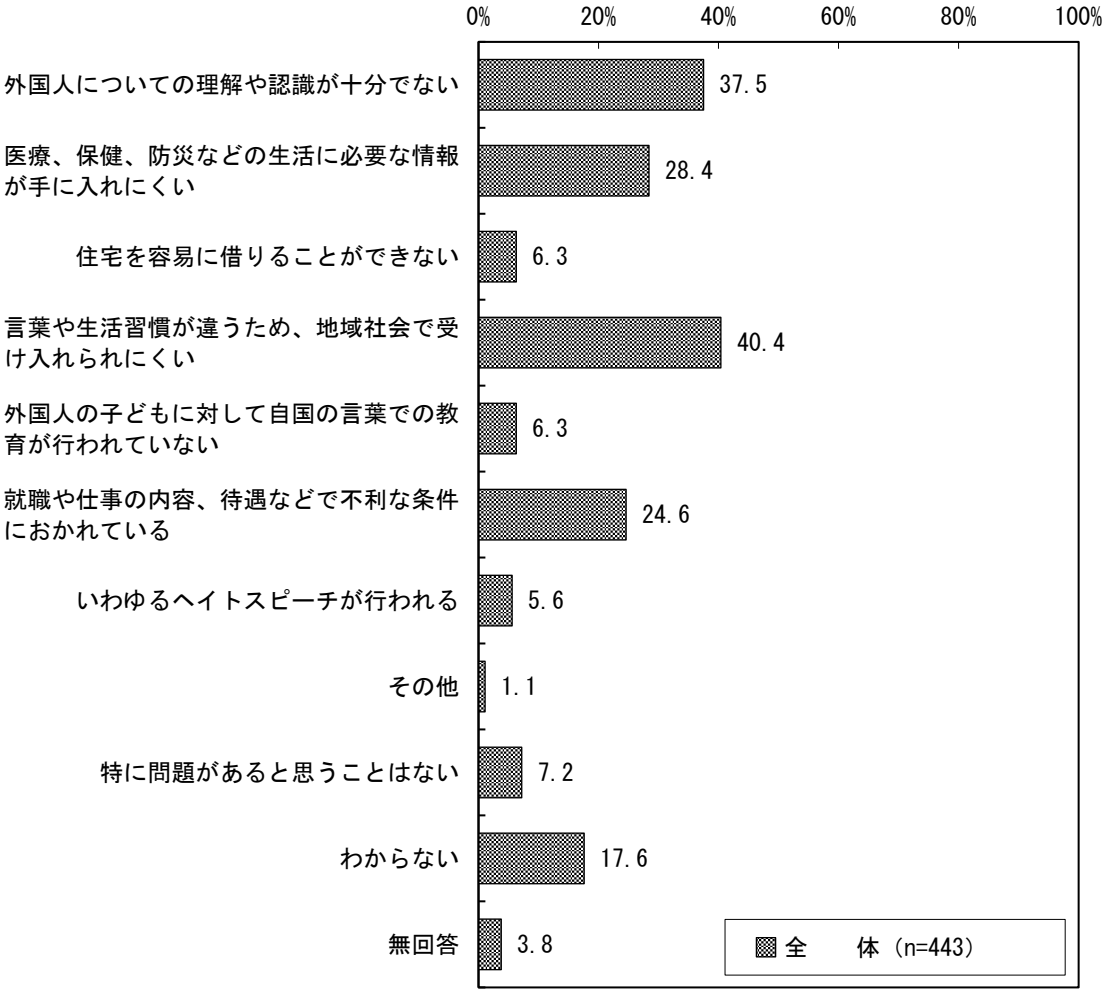

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、外国人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が 58.2%と特に高く、次いで、「外国人のための適切な就労環境を整備する」が 35.0%などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 4.7%と低くなっています。

図表４－12　外国人の人権を守るために必要なこと（３つまで回答）

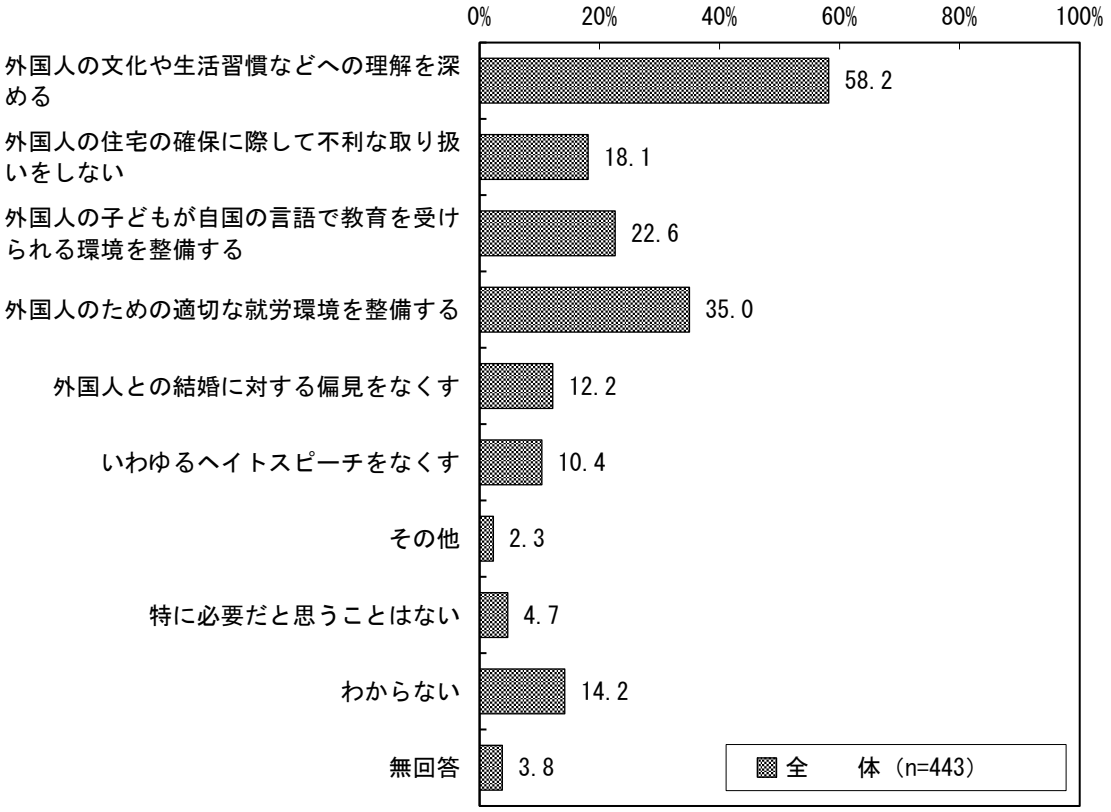

近年、美濃市における在住外国人は増加傾向にあり、今後、ますます「多文化共生」が課題となってくると考えられます。

必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①文化や生活習慣、価値観の違いを互いに理解し、多文化が広く受け入れられ、共生できる地域づくりをめざし、教育や啓発活動に取り組みます。

②在住外国人が安心して生活を送ることができるよう、住宅や就労、保健、福祉、防災などさまざまな情報の提供とその多言語化に取り組むとともに、相談の充実に努めます。

7　感染症患者等の人権

（１）現状と課題

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族に対するさまざまな人権問題が発生しています。

ＨＩＶ感染症は、感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、通院による治療で完治します。遺伝病でないことも判明しています。

しかし、ＨＩＶ感染者やエイズ患者、ハンセン病患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れてきました。

2009（平成 21）年に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）施行され、人々の偏見と差別を払拭し、ハンセン病患者（元患者）が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取り組みが進められています。

一方で、2020（令和 2）年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に大きな影響を与えただけでなく、感染者のみならず、家族や職場の同僚のほか、感染者を治療等する医療関係者までも接触者としてあらぬ差別を受けるなど、改めて感染症に関する人権意識の重要性を認識させられました。

美濃市においても、新型コロナウイルスの感染拡大に際し、広報に人権メッセージを掲載するなど啓発活動に努めてきましたが、今後は、新型コロナウイルスや未知のウイルスなど、広く感染症の患者についても、さらには、その家族や医療従事者などの関係者の人権についても考慮していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症が日常生活に影響を及ぼしている最中に実施した 2021 年調査において、感染症患者等の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「差別的な言動をされる」が 37.7%と最も高く、次いで、「就職や職場などで不利な扱いをされる」も 36.3%と高くなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は 5.6%と低くなっていますが、「わからない」が２割を超えています。

図表４－13　感染症患者等の人権で特に問題があると思うこと（３つまで回答）

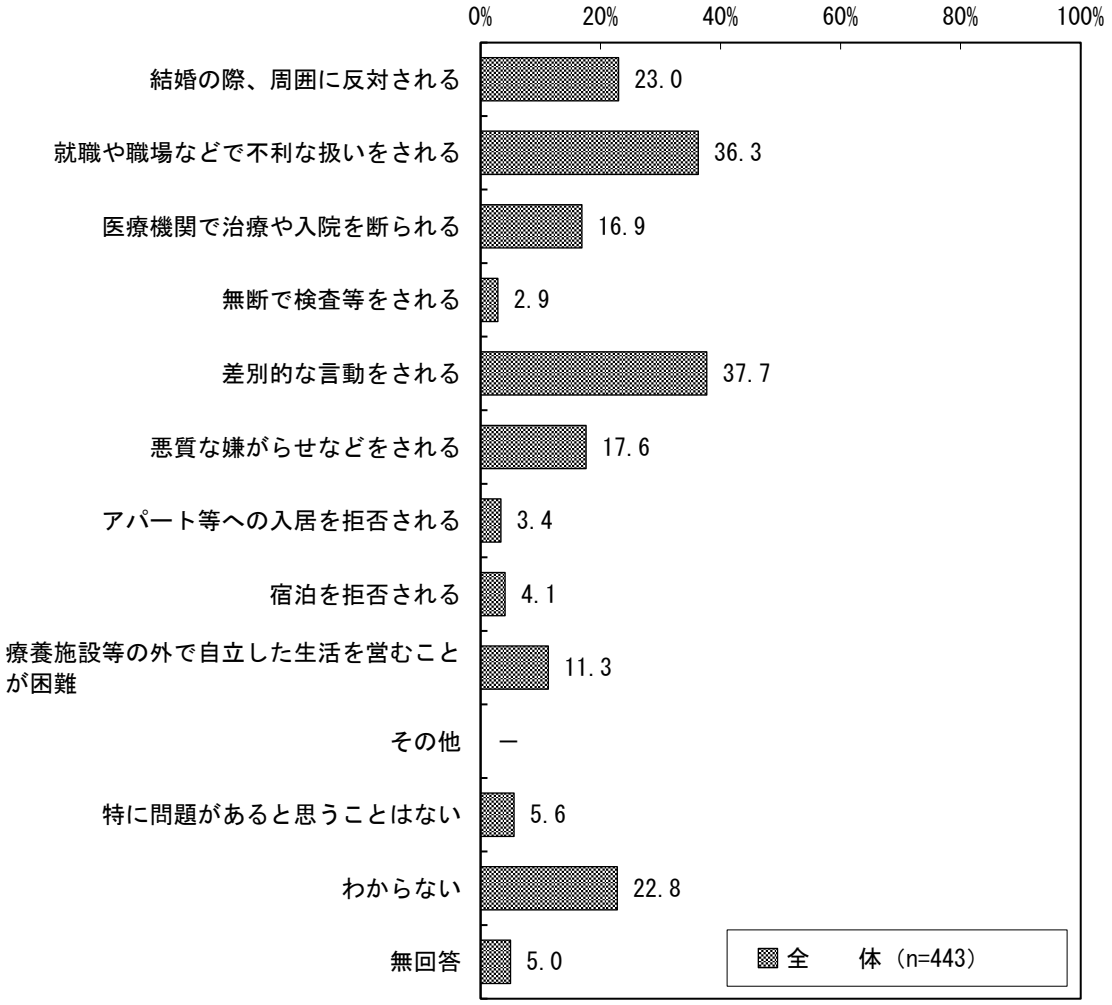

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、感染症患者等の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「感染症についての教育を充実する」が 42.4％と最も高く、次いで、「感染症等に対する誤解や偏見を解消するための啓発広報活動を推進する」も 39.1％と高く、このほか、「感染症患者等のための各種相談や情報提供を進める」が 29.1％などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 3.8％と低くなっています。

図表４－14　感染症患者等の人権を守るために必要なこと（３つまで回答）

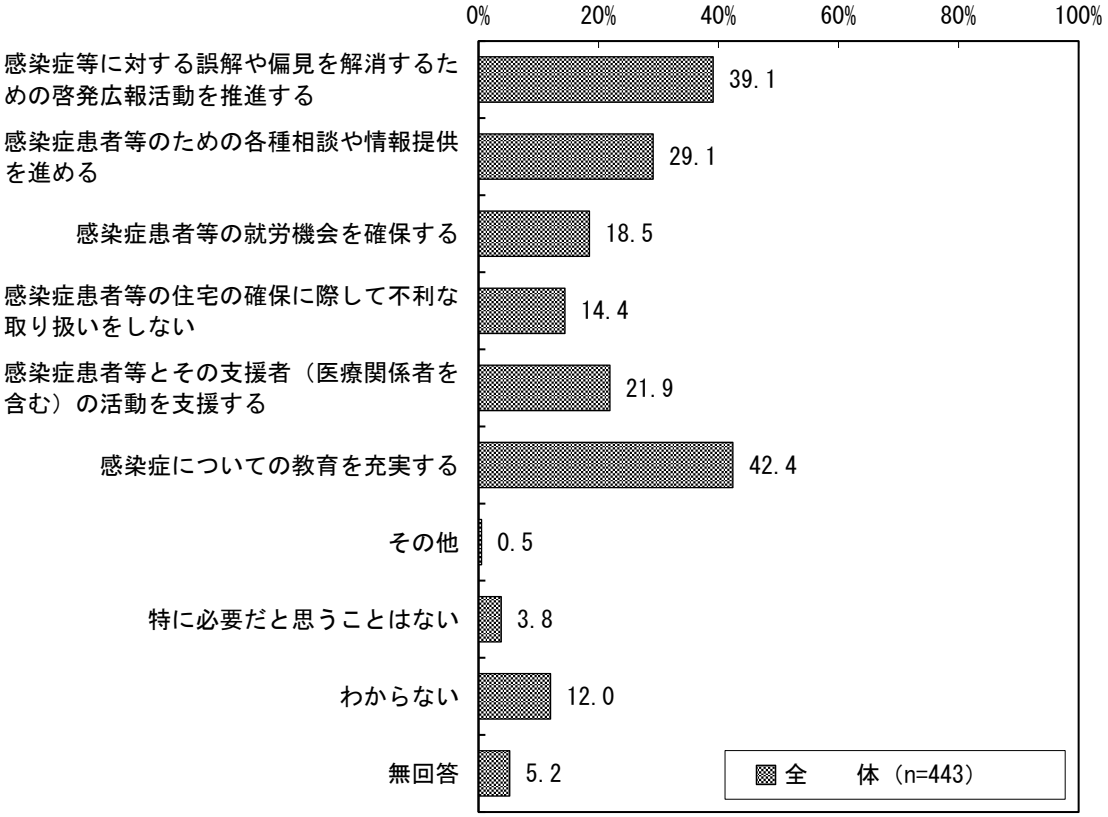

今後、新型コロナウイルス感染症のようにパンデミックを引き起こす感染症の発生が懸念されています。不正確な情報や知識、思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族、支援者等にも人権問題が生じることのないよう、取り組みが求められています。

引き続き、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①ＨＩＶ感染症やハンセン病の患者のほか、新型コロナウイルスのような感染症患者等への偏見や差別をなくすため、正しい知識や理解を深める教育や啓発活動に継続して取り組みます。

②保健所をはじめとする関係機関等と連携し、感染症の不安や悩みなどに対応するため、相談体制の充実に努めます。

８　刑を終えて出所した人の人権

（１）現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、周囲の人には根強い偏見や差別意識があります。地域社会への受入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。

美濃市においては、「美濃市地域福祉計画」を策定（2021（令和３）年度の計画から「美濃市総合福祉計画」として策定）し、刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう、雇用促進・就労支援体制の構築に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を進めています。

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「社会に復帰するのを援助する更生保護活動を推進する」が 45.4％と最も高く、次いで、「就労機会を確保する」（41.1％）などとなっています。

図表４－15　刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと（２つまで回答）

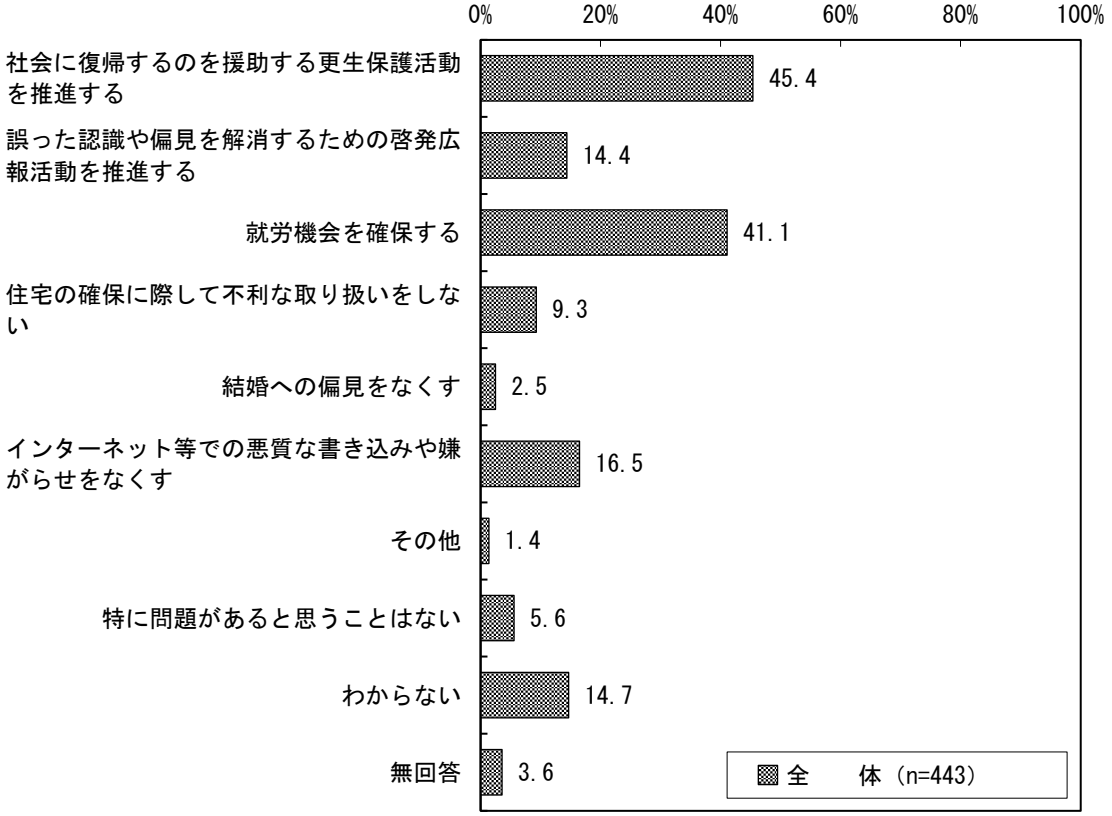

引き続き、犯罪や非行を防止し、更生を支える地域社会をめざし、「美濃市地域福祉計画」を踏まえ、必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動「社会を明るくする運動」を推進するなど啓発活動に継続して取り組みます。

②更生保護に携わる保護司やハローワーク等と連携し、必要に応じて、刑務所出所者等の社会復帰に向けた雇用促進・就労支援を行う体制を構築します。

9　犯罪被害者等の人権

（1）現状と課題

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた人やその家族・遺族）については、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるだけでなく、心ない中傷などにより名誉が傷つけられ、プライバシーや私生活の平穏が害されるなど、精神的な被害を受けているという問題が指摘されてきました。

2004（平成16）年に、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、「犯罪被害者等基本法」が制定され、これに基づく「犯罪被害者等基本計画」により、各種施策の展開が図られています。

美濃市においては、2018（平成30）年12月に「美濃市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念とともに、市や市民等の責務等を定めています。基本理念として、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行うこと、二次的被害の防止に最大限の配慮をすることなどを定めています。また、施策としては、相談および情報の提供等、経済的負担の軽減、広報および啓発、民間支援団体等に対する支援について定められていますが、施行後間もないことから市民に十分に認知されていません。

2021年調査では、この条例について、「知っている」と回答した人は2.0%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と回答した人も17.6%にとどまっています。

図表４－16　「美濃市犯罪被害者等支援条例」の認知度

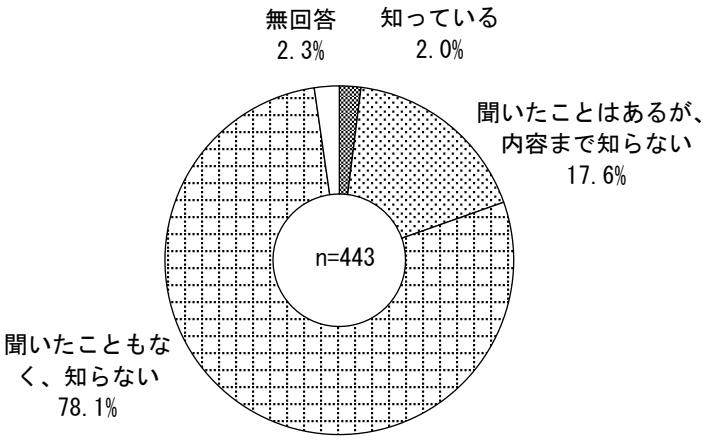

2021年調査において、犯罪被害者等の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」が39.7%と最も高く、次いで、「報道によりプライバシーが公表されたり、私生活の平穏が保てなくなる」も37.3%、「事件のことに関して周囲にうわさ話をされる」も36.6%と高くなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は1.1%とわずかです。

図表４－17　犯罪被害者等の人権で特に問題があると思うこと（２つまで回答）

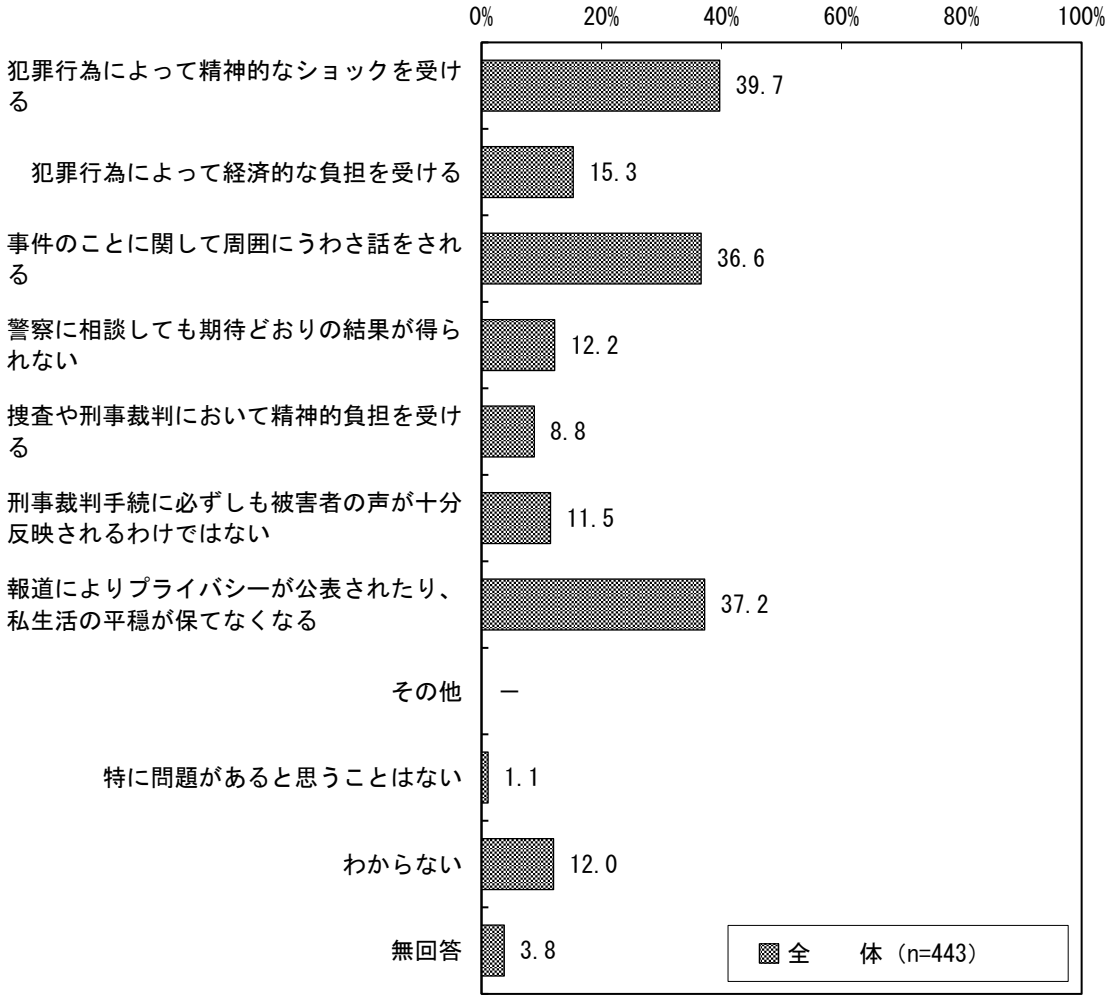

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、犯罪被害者等の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「犯罪被害者等の人権に配慮した報道や取材を行う」が33.2%と最も高く、次いで、「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」（26.0%）などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 1.8%とわずかです。

図表４－18　犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと（２つまで回答）

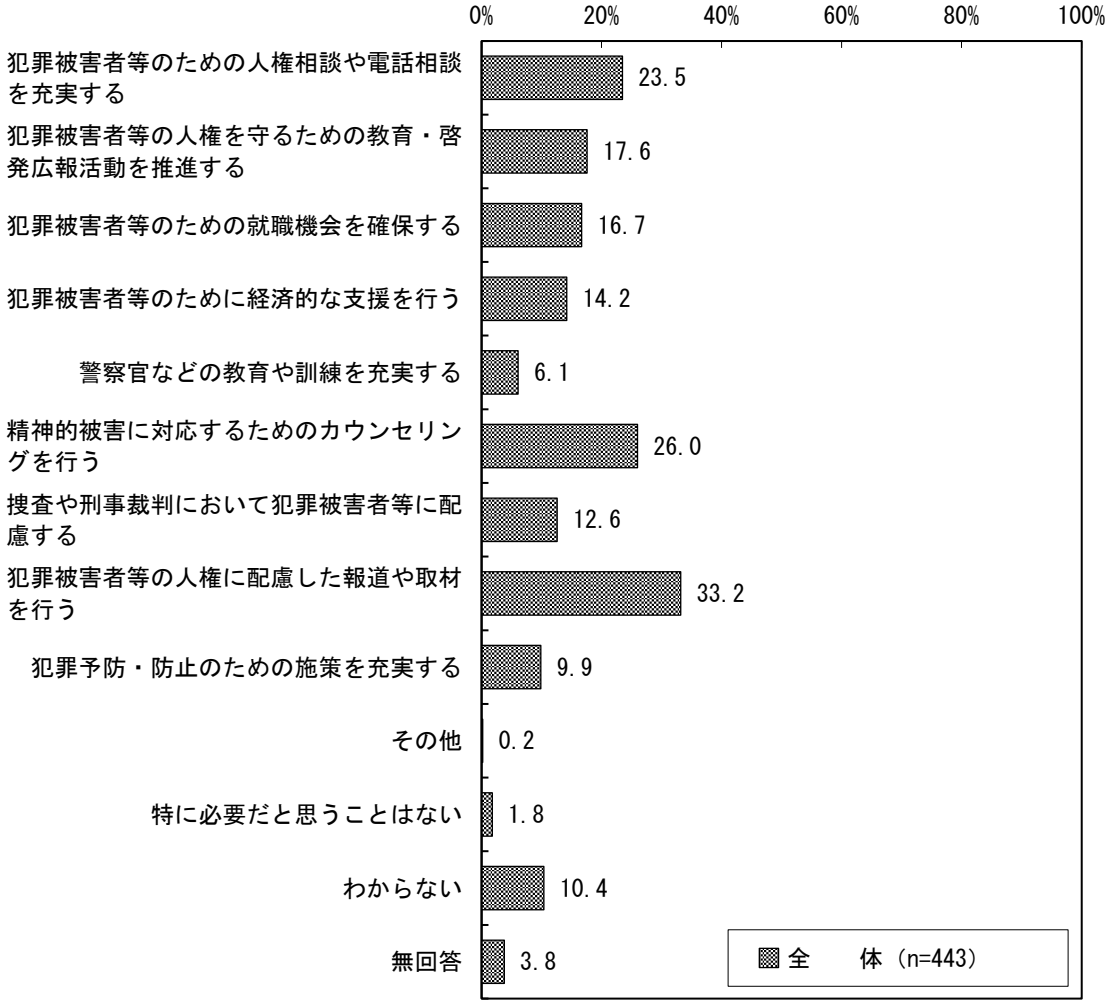

「美濃市犯罪被害者等支援条例」の周知に努めるとともに、犯罪被害者等の置かれている状況などについて理解を深めるよう、必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①犯罪被害者等に関する人権問題の情報の収集に努めるとともに、ぎふ犯罪被害者支援センターをはじめとする関係機関等と連携し、犯罪被害者等の置かれている状況などについて理解を深める啓発活動に取り組みます。

②犯罪被害者等の相談・支援体制の整備などに取り組みます。

10　性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人の人権

（1）現状と課題

性的指向とは、人の恋愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を示します。

同性愛者・両性愛者の人々は、少数であるがために周囲の知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどに苦しんでいます。

また、性自認が異なる人とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障が生じている性同一性障がいの人などのことをいいます。

2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たす者については、性別取扱いの変更の審判を受けることができるようになりましたが、周囲の知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどに苦しんでいます。

これらの人のうち、女性の同性愛者（Lesbian）と男性の同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人（Transgender）たちのことを「LGBT」と言われていますが、「性」に関わる意識は多様であり、これにあてはまらない人もいる（自分の性のあり方を決められない、わからない、決めない人（Questioning）なども加えて「LGBTQ＋」などと表される）ことを認識しておく必要があります。

性的指向、性自認を理由とする偏見や差別の解消に向けては、正しい知識や認識を習得するための啓発活動を推進する必要があります。

2021 年調査において、性的指向の異なる人の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「世間から好奇や偏見の目で見られる」が 48.8%と最も高く、このほか、「性的異常者とみなされ嫌がらせや冷やかしなどの対象となる」が 18.5%などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は 3.4%と低くなっていますが、「わからない」が２割を超えています。

図表４－19　性的指向の異なる人の人権で特に問題があると思うこと（２つまで回答）

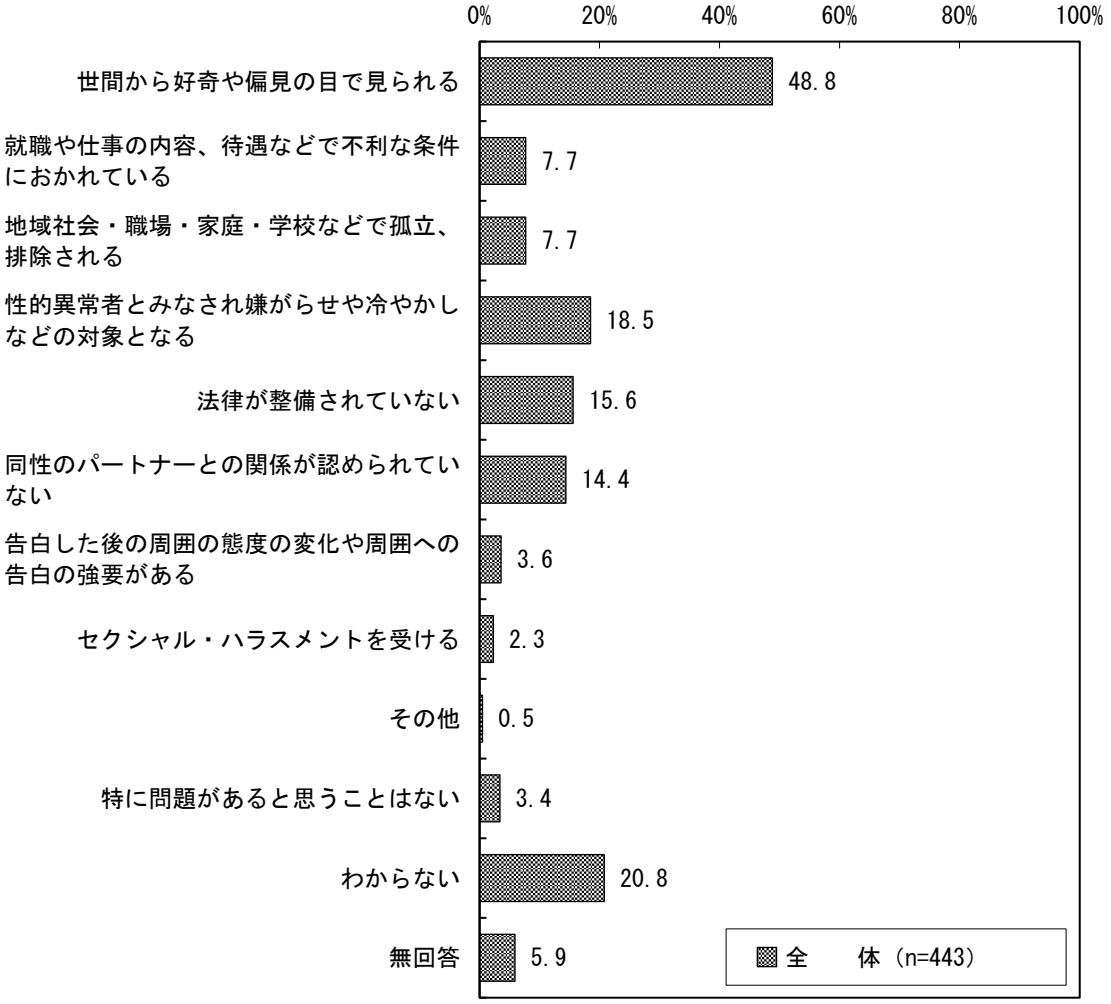

また、性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「社会的理解度が低いため、世間から誤解や偏見の目で見られる」が52.4%と特に高く、このほか、「性的異常者とみなされ嫌がらせや冷やかしなどの対象となる」が17.2%などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は2.5%と低くなっていますが、「わからない」が２割を超えています。

図表４－20　性自認の異なる人の人権で特に問題があると思うこと（２つまで回答）

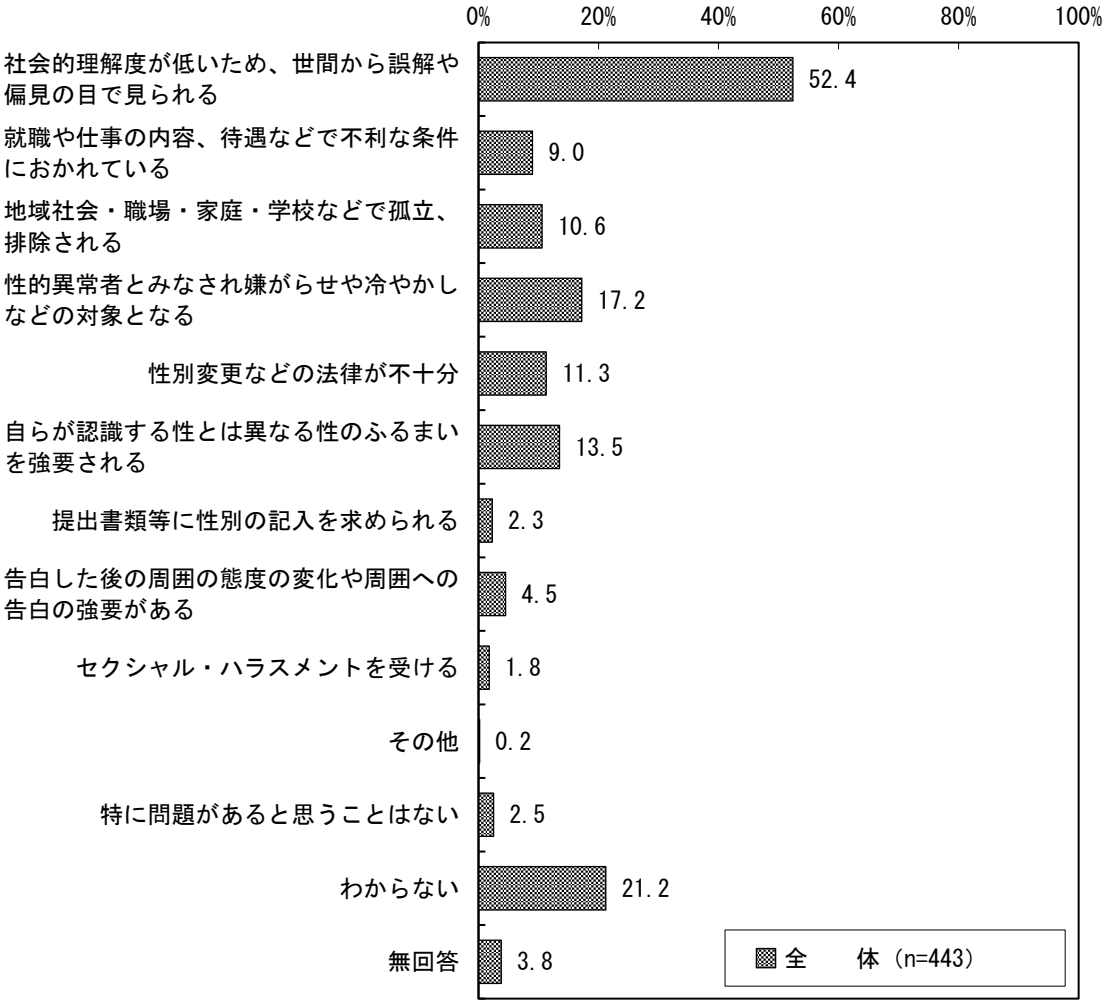

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、性的指向の異なる人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「性的指向の異なる人を正しく理解するための教育・啓発広報活動を推進する」が 36.8％と最も高く、次いで、「性的指向の異なる人に関する法的認知・保護を行う」（32.1％）などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 4.7％と低くなっていますが、「わからない」が２割を超えています。

図表４－21　性的指向の異なる人の人権を守るために必要なこと（２つまで回答）

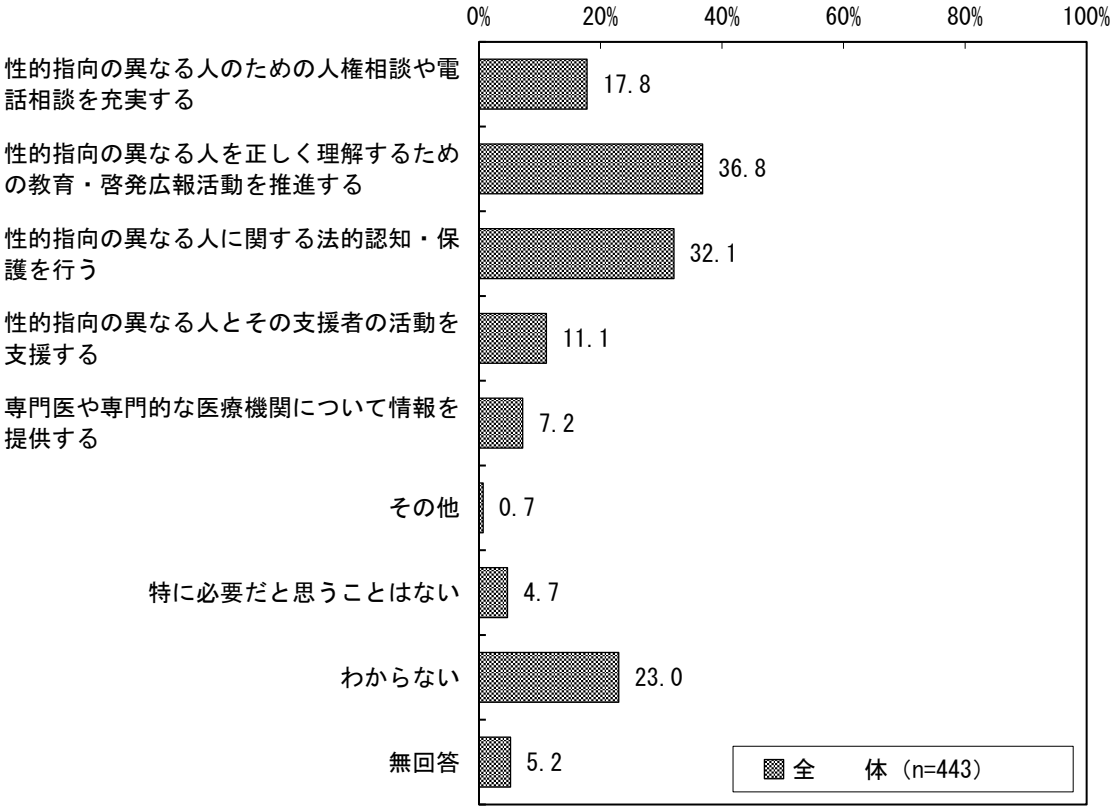

また、性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「性自認の異なる人を正しく理解するための教育・啓発広報活動を推進する」が45.4%と最も高く、次いで、「性自認の異なる人に関する法的認知・保護を行う」（30.2%）などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は4.1%と低くなっていますが、「わからない」が2割を超えています。

図表４－22　性自認の異なる人の人権を守るために必要なこと（２つまで回答）

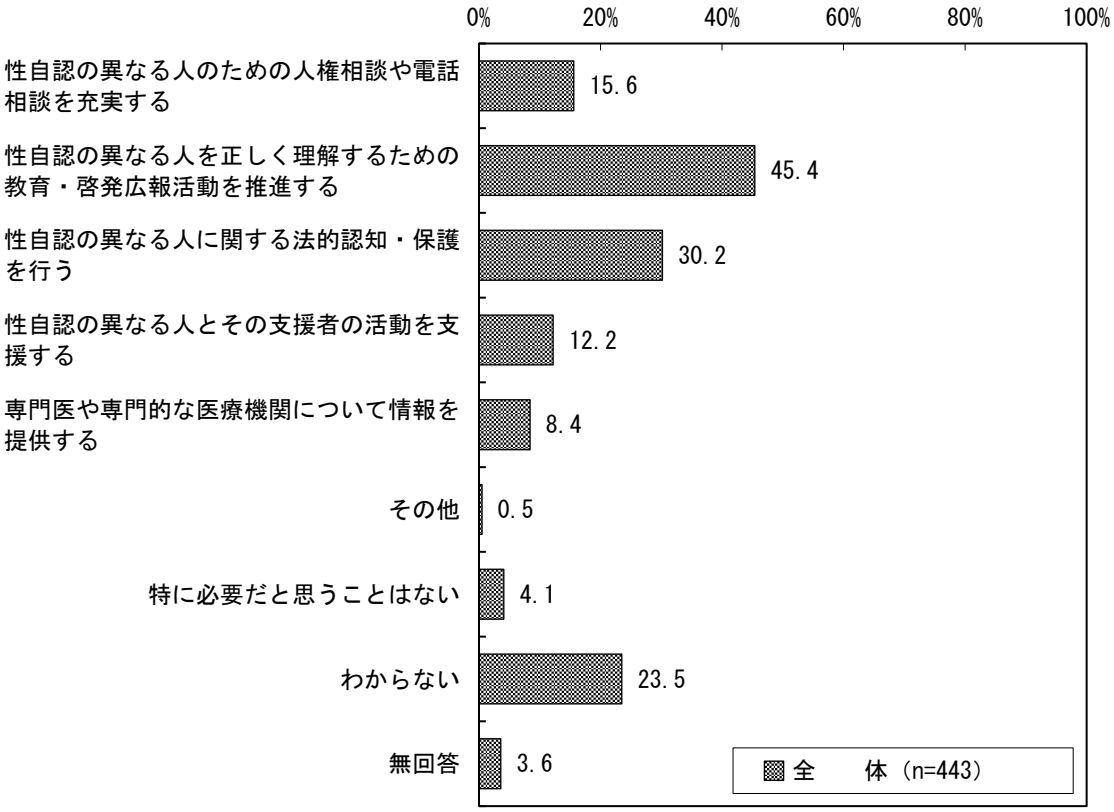

性的指向、性自認についてはわかりにくく、そのために偏見や差別があります。偏見や差別をなくすため、正しい知識や認識を習得し、理解を深める取り組みが求められています。

必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①性的指向の異なる人や性自認の異なる人に関する人権問題や人権施策についての情報の収集や周知に努めます。

②性的指向の異なる人や性自認の異なる人への偏見や差別をなくすため、関係機関等と連携し、正しい理解を深める教育・啓発活動に取り組むとともに、相談・支援体制の整備等に努めます。

１１　インターネットによる人権侵害

（１）現状と課題

インターネットの利用の拡大に伴い、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者も拡大しています。

このように、便利さから利用が広がる一方、他人への誹謗(ひぼう)・中傷や個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しているほか、学校裏サイトやネットいじめなども社会問題となっており、自殺者も出ています。さらに、コミュニティサイトに起因する児童買春、児童ポルノによる被害児童の増加も懸念されています。

美濃市においては、インターネットをめぐるマナーやモラル、犯罪につながる可能性などについての学習会や研修会を開催するとともに、「美濃市自殺対策計画」を策定（「わくわく元気プラン美濃２１」として策定）し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、助け合い、支え合える社会をつくるための取り組みを進めています。

2021 年調査において、インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うことをたずねたところ、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載する」が 60.5%と特に高く、次いで、「個人情報等が流出する」（34.8%）、「被害者や加害者の実名や顔写真等を無断で掲載する」（33.0%）などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は 0.7%とわずかです。

図表４－23　インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うこと（２つまで回答）

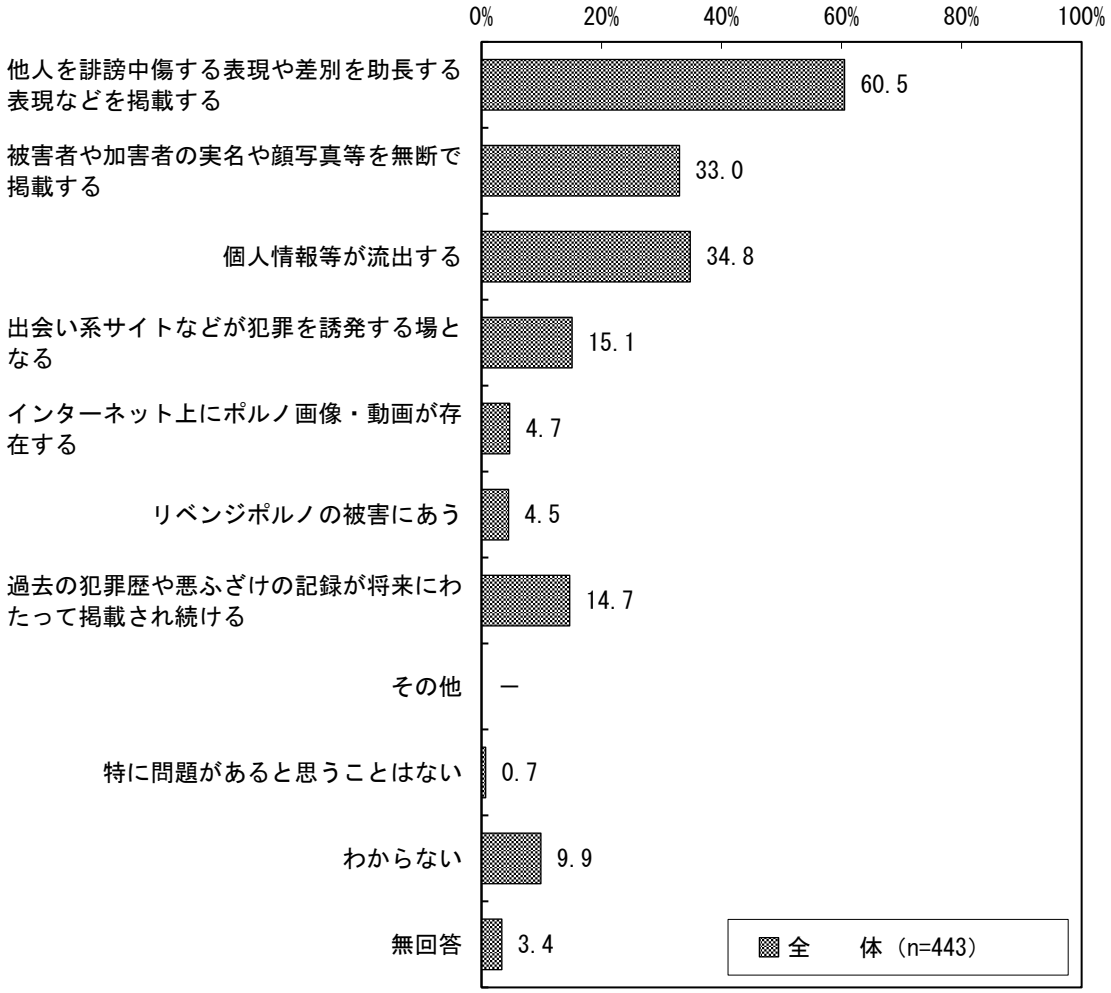

（２）取り組みの方向性

2021 年調査において、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことについてたずねたところ、「違法な情報発信者に対する監視・取り締り・罰則を強化する」が 54.9％と特に高く、次いで、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」（35.7％）、「インターネット利用者やプロバイダ等に対する教育・啓発広報活動を推進する」（24.8％）などとなっています。なお、「特に必要だと思うことはない」は 1.1％とわずかです。

図表４－24　インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（２つまで回答）

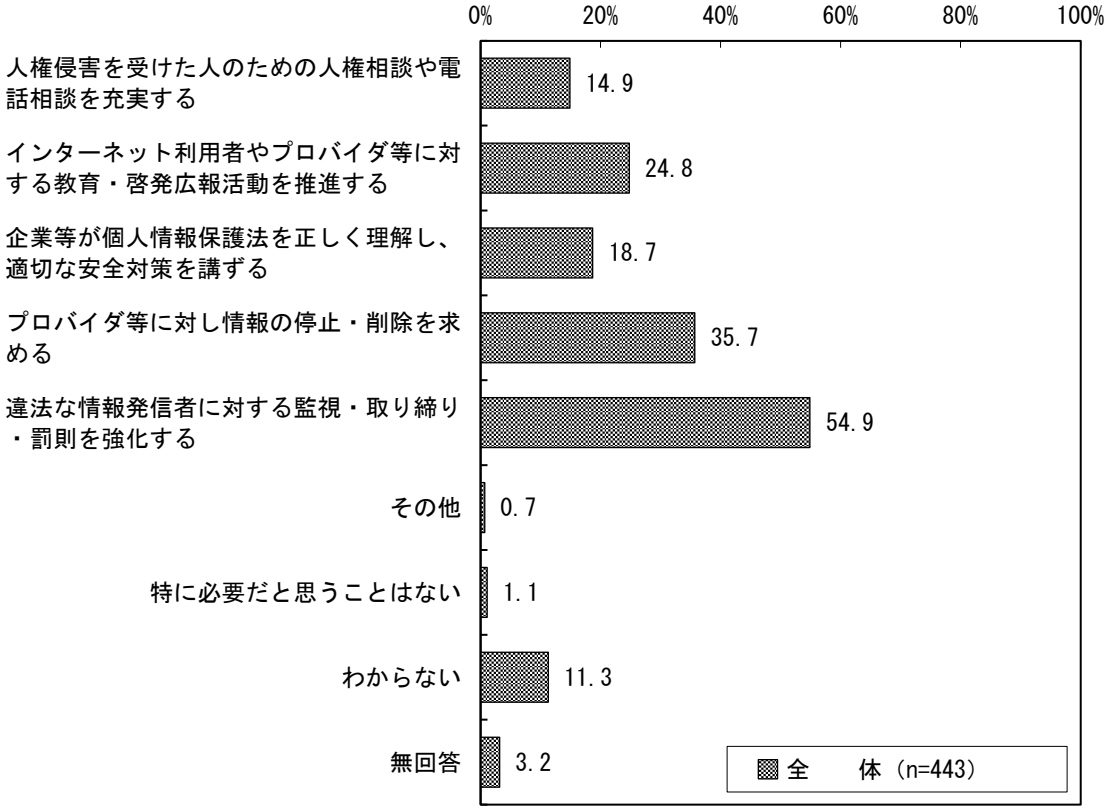

市民の関心が高いように、現在、「インターネットによる侵害」は大きな社会的な問題となっています。インターネット上での悪質な書き込みなど権利侵害があった場合には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）により、そのサービスプロバイダ等が書き込みを削除することができようになっています。しかし、インターネットによる人権侵害を防ぐためには、利用者一人ひとりが人権意識を高めるとともに、インターネットの利点と問題点を正しく理解していく必要があります。

必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①情報の発信者としてのマナーやモラルを正しく身につけるとともに、人権の尊重についての正しい理解が広まるよう、継続して学校教育や社会教育に取り組みます。

②インターネット上での人権侵害のおそれのある書き込みやいじめ、個人情報の流出などプライバシーに関わる問題には、法務局などの関係機関等と連携し、適切に対応します。

12　さまざまな人権問題

（1）現状と課題

これまで掲げた問題以外にもさまざまな人権にかかわる問題があります。

①アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、その文化が十分に保存・伝承されているとは言い難い状況です。アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見や差別の問題にも結びつくものです。少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、アイヌの人々に関する理解を深めていく必要があります。

②北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会における重大な人権侵害犯事件であるとの認識を持つことが重要です。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12 月 10 日～12 月 16 日）が設けられるなど、北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題についての啓発が進められています。美濃市においては、2018（平成30）年 8 月に「夢と絆～拉致問題から人権を考える～」と題して人権問題市民啓発講演会を開催しました。引き続き、国や岐阜県、関係団体等に協力し、広く関心と認識を深めていく必要があります。

③人身取引の被害者の人権

人身取引（トラフィッキング）は、性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引についての関心を高め、人身取引が重大な人権侵害であるという認識を深めるよう、正しい情報を発信していく必要があります。

④ホームレスの人権

ホームレスの人たちは、失業や家庭問題などさまざまな要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに宿生活を余儀なくさせられています。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。また、野宿生活者と地域社会とのあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、近隣住民の人権にも配慮しながら、地域の理解や協力を深めるとともに、ホームレスの人々が、地域で自立して生活することができるよう、状況の把握と相談支援に取り組む必要があります。

⑤東日本大震災に起因する人権問題など新たな人権課題

2011（平成23）年３月11日に発生した東日本大震災など、予測できない自然災害においては、未曾有の被害がもたらされるとともに、被災した人々が差別を受けたり、風評被害を受けるなどの問題が発生しています。さらに、こうした大規模災害による避難生活におけるプライバシーなどの問題も懸念されています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心をもち、さまざまな問題を解決していくとともに、新たな人権課題の発生を防止していく必要があります。

（２）取り組みの方向性

これらの問題や今後新たに発生する人権問題については、情報の収集や周知に努めるとともに、関係機関等と連携し、正しい理解を広める啓発活動や相談・支援に対応する職員の育成などに取り組みます。

第５章　人権施策の推進に向けて

１　推進体制

人権に関わる問題が多様化する中、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、民生部と教育委員会が中心となり、関係部局の役割分担の明確化と緊密な連携を図ることにより、第３章の基本施策の有機的な推進とともに、第４章の分野別の課題の解決に向けたきめ細かな施策展開を図っていきます。

なお、人権施策の推進にあたっては、市民、関係団体、企業等との協働に取り組みます。

２　進捗管理

基本理念の実現に向け、この指針では、10 年後の「めざす姿」として３つの目標を掲げています。第２章に示したように、「めざす姿」の進捗度をアンケート調査を活用して定期的に把握し、分析した結果（証拠）に基づき、第３章の基本施策や第４章の分野別の取り組みの充実、見直し等を図ることにより、美濃市における人権施策の進捗管理を総合的に実施します。

なお、10 年後の「めざす姿」については、市民等と共に目標の達成をめざし、市民等と成果（進捗度）を共有することにより、美濃市における人権施策のより効果的な推進を図ります。

美濃市人権施策推進指針（第４次）【案】

発行年月	2022（令和４）年２月
発 行 者	美濃市民生部福祉子ども課 〒501-3792 岐阜県美濃市 1350 番地 TEL　0575-33-1122 FAX　0575-35-1997 Email mail@city.mino.lg.jp